

青少年の育成に関する有識者懇談会（第8回）

1. 日 時 平成14年10月18日（金）16:00～18:33

2. 場 所 合同庁舎4号館 共用第4特別会議室

3. 出席者

（委員）

相原 佳子 弁護士

天野 秀昭 （福）世田谷ボランティア協会事業部次長

網野 武博 上智大学文学部教授

北村 節子 読売新聞社調査研究本部主任研究員

玄田 有史 東京大学社会学研究所助教授

後藤 弘子 東京富士大学経営学部助教授

杉山 千佳 子育て環境研究所設立準備室代表

中村 雅子 武蔵工業大学環境情報学部助教授

広田 照幸 東京大学大学院教育学研究科助教授

福川 裕一 千葉大学工学部デザイン工学科教授

座 長 本田 和子 お茶の水女子大学学長

前田 明永 東京都葛飾区立常盤中学校長

（協力者）

前田 雅英 東京都立大学法学部教授

斎藤 環 爽風会佐々木病院診療部長

4. 議 題

1 開会

2 特定の問題状況等について（非行、ひきこもり等）

（1）最近の少年犯罪の増加について

<発表者>

東京都立大学法学部教授 前田雅英

（2）少年非行の特徴について

<発表者>

相原委員

(3) 青少年の非社会問題行動への対策について

< 発表者 >

爽風会佐々木病院診療部長 齋藤環

3 その他

4 閉会

5. 配付資料

【会議資料】

資料1 前田雅英協力者説明資料

資料2 相原委員説明資料

資料3 齋藤環協力者説明資料

【参考資料】

参考1 少年非行等の概要（平成14年上半期）

参考2 少年警察活動規則（平成14年9月27日国家公安委員会規則第20号）

参考3 10代・20代を中心とした「社会的ひきこもり」をめぐる地域精神保健活動のガイドライン（暫定版）（平成12年度厚生科学研究事業・地域精神保健活動における介入のあり方に関する研究）

参考4 「ひきこもり」についての相談状況調査報告書（平成13年3月国立精神・神経センター精神保健研究所精神保健計画部）

参考5 平成13年度の生徒指導上の諸問題の現状について（速報）

参考6 子どもの体力向上のための総合的な方策について（中央教育審議会答申）

参考7 青少年の育成に関する有識者懇談会（第7回）議事概要

午後4時00分開会

本田座長 それでは、定刻になりましたし、ご発表くださる方々が3名お揃いでいらっしゃいますから、始めさせていただきます。

本日は、実は新しく就任されました米田副大臣、阿南政務官がご出席の予定でございますが、国会の関係で、まだご到着されないようでございます。お見え次第、適当なところにご挨拶を挿入させていただきたいと思っております。

それでは、本日の議事に入りたいと思いますが、資料の確認をお願い申し上げます。

棕野参事官 では、資料の確認をさせていただきます。

議事次第をめぐっていただきますと、「配布資料一覧」がございます。

資料といたしましては、3人のご発表の方から提供いただきました資料、資料1。資料2が、2-1、2-2、2-3の3種類でございます。それから、資料3がございます。

参考資料といたしまして、「少年非行等の概要」。参考2、「少年警察活動規則」。参考3、「10代・20代を中心とした『社会的ひきこもり』をめぐる地域精神保健活動のガイドライン」。参考4、「『ひきこもり』についての相談状況調査報告書」。参考5、「平成13年度の生徒指導上の諸問題の現状について」。参考6、「子どもの体力向上のための総合的な方策について」。参考7、有識者懇談会第7回の議事概要。

それから、番号を振ってございませぬけれども、最後に第9回以降の懇談会の日程を1枚入れさせていただいております。今まで2時間で行ってきましてけれども、どうしてもいつも時間が足りなくなってしまうものですから、9回以降、2時間半ということで設定をさせていただいております。それから、12月に第11回を1回追加させていただいております。ご多忙中のところ大変恐縮でございますけれども、このような日程で今後進めさせていただきたいと存じます。

それから、1枚、別にグラフが2つ入ったものがお配りしてあるかと思いますが、これは広田委員からご提供のあった資料でございます。前田先生の発表の関係で質疑の参考としておつくりになった資料ということでございます。

資料は以上でございますけれども、お手元でございますでしょうか。

本田座長 よろしゅうございますか。たくさん資料がございますので、ご確認ください。よろしければ、始めさせていただきます。

本日は、非行問題やひきこもりなどのテーマでご発表いただき、討議をさせていただきたいと思っておりますが、まず最初に、東京都立大学の前田雅英先生、次に相原委員、そして最後

に、爽風会佐々木病院の斎藤環先生、この順序でご報告をいただくことにいたします。

それでは、前田先生、お願い申し上げます。

前田協力者 ただいまご紹介いただきました、都立大学の前田と申します。

今日は、最近の少年犯罪の増加について話をするようにということで、今から 20 分、できる限りそれに合わせてお話ししたいと思います。

私、刑事法の人間で、刑法学会で研究している者なのですが、今、日本の犯罪状況というのは異様な状況なんです。そこに犯罪の認知件数が書いてありますが、世界的に見ると、確かに日本は非常に精密司法といわれているんですけども、振れ幅の少ない、増えたり減ったりあまりしないですっと横ばいだと見えるのですが、綿密に見ますと、非常にこのところ異様な動きをしている。それは単に数字だけの問題じゃなくて、刑務所があふれ出しました。教え子の刑務官なんかにいわせると、独居房に角材を持って行ってダブルベッドにしている。刑務所があふれて、新設の問題が出てくるわけですけども、その前提として何が起こったかというと、刑務所に送る前提で、有罪人員がめちゃめちゃ増えてきたわけです。そのために、裁判所がパンクしています。ですから、今まで開店休業の部分が多かったんですが、増設、増設ということで、東京地裁なんかもだいぶ増設しなきゃいけないんですが、周りの神奈川とか千葉とか、それから埼玉なんかの方がひどい状況なんでもっと増やしている。裁判所に来る前に、留置場がもう足りなくなっている。以前は捕まえても留置場がいつでも空いていたのが、空いている留置場を探してから捕まえるみたいな事態が起こってきている。

その話がメインではありませんので、簡単にしておきますけれども、具体的な症状としては、1 ページの下の方に、強盗の検挙率が書いてありますが、全体の検挙率も落ちているのですが、強盗の検挙率が最後まで頑張っていたのですが、ついに落ち始めた。日本は、犯罪率がずっと低くて、検挙率も非常に高く水平だったのが、強盗は 8 割の検挙率とっていたのですが、ついに 5 割を切ったのです。日本では、もう強盗は 2 件に 1 件は捕まらなくなってしまった。これは非常に単純なことで、各県警なんかのデータをきちっと分析してみると分かるのですが、警官 1 人当たりの負担がある程度を超えると、検挙率が落ちるという基本的には単純な関係になっています。ただ、厳密には、警察の施策のミスとかいろんな問題があって、検挙率の落ち方に問題があったと思いますが、大きくいえばそうだと思うのです。簡単に言ってしまうと、そこに犯罪率を書きおいたのですが、人口当たり、今、2,220 になった。これは戦後最悪だということです。今まで一番高くて 2,000 ですから、昭和 20 年代のどさくさというとなんてすけれども、混乱期が 2,000 ぐらいでした。ただ、それより怖いのは、バブルが終わった後か

ら凶悪犯が増え出したということで、これが刑務所をあふれさせている直接的な原因ということだと思ふのです。

これは、1つは増えたということなんですが、もう1つ注目すべきなのは、10年というべきなのか、6、7年というべきなのか、上昇が異常だということです。非常な勢いで増えている。この原因の1つは、ついに大人が増え出したということです。それまでは、日本の場合は少年犯罪が犯罪の増加を推進してきたのですが、最近外国人犯罪問題がありまして、これは一言にしておきますけれども、東京では、留置所に入っているのは3人に1人、厳密に言えば3割が外国人です。東京の留置所に入っている女性は、外国人の方が多いのです。ですから、外国人のインパクトでいろんなところが動いてきているという問題があって、刑務所でも外国人処遇問題が非常に大きな問題になってきているのですが、今日はちょっとそこは置いておきます。

大きく見ると日本の犯罪はある程度少年問題が押し上げてきたと思うんですが、ついに最近成人も増え出した。グラフをとると、成人はたらたら減り続けて少年がたらたら増え続けるという、大きく図を描くとそうだったのですが、両方が増え出した。むしろ、少年は、少年法改正の影響なんかもあって、やや増え方は鈍化しているのかもしれないのです。ただ、20代、30代の成人犯罪がかなり増えているというのが今の特徴だと思います。あと、刑法犯全体としてみますと、高度経済成長期、まあ、いつまでと見るかはあれですけども、1975年ぐらいまで、犯罪率は減り続けて、2,000だったのが1,000に半減するわけです。その半減したのが、また同じ25年をかけて元に戻ってしまった。25年間で倍増したという歴史だと思います。

これが大きな流れなんですけど、今日のメインの少年犯罪ということなんですけれども、ちょっと見にくくなって申し訳ないのですが、2ページのグラフは認知件数の推移で、これは非常にアバウトなグラフなんですけど、各犯罪類型毎に大人と子どもの検挙される数があるわけです。犯罪類型によって、少年の率と大人の率が違ったりするわけで、それをばらして、粗暴犯、凶悪犯、窃盗犯と分けて、検挙率の比率で大体案分して、それを全部合算して、もとのグラフの長さは同じ認知件数に直してみると、結局ずっと日本は増えてきたわけですけども、大きく増やしてきた原動力は少年だった。ただ、ごく最近では、少年にプラスして成人が増えた分が犯罪の増加に大きな寄与をしているということだと思います。

あと、警察の現場で聞いてみますと、少年がどんどん悪くなっている。少年係なんかには言わせるとそういう話をよく聞くわけですけども、その実感を示すグラフとして、1ページ目の下に、大人は子どもに対してどれだけの割合で犯罪を犯しているか、逆に少年は大人の何倍犯罪を犯すのかというグラフをつくってみたわけですけども、これは警察のデータをそのまま

加工しただけですが、人口 10 万人当たり何件というのが検挙人員率といって、要するに捕まった人数を人口 10 万人当たりで出したもの、これはどの年も出ているわけですが、それを成人と少年で比較してみると、戦後は 1 対 1 だったのです。大人が 1 犯す時、少年も 1 だった。それがだんだんでこぼこがあって、でこぼこの波というのは少年犯罪の増加というのを 3 つの波とか 4 つの波とかで、大体重なっているのですが、ただ、大きく見ますと刑法犯でいえば、1 だったのが大体 10 倍になっている。

ただ、ごく最近では、少年の割合がまた落ちているのです。凶悪犯も、同じようなものでして、一貫して増え続けてきた。ごく最近落ちている。ただ、落ちた後、どう動いていくかというのはちょっと分からないのですが、全体の犯罪のトレンドとしては、かなりの勢いでこのままいくと、警察の言葉ですが、底が抜けたみたいな状況で、犯罪が物凄い増え方をしている。ただ、少年に関しては、このデータはどう書いてあるか警察庁のものは見ていないのですが、ちょっとそれほど勢いが強くないかな、大人の方が加わったことの方が大きいかな、という感じがここ 2、3 年はしています。ただ、いずれにせよ、戦後 50 年の大きな流れから見ると、大人に対して少年が犯罪を、特に凶悪犯を犯す割合が増え続けてきたということは言えるのだと思います。

都市によって違うし、非常に大雑把な言い方ですが、大体検挙者の半分は少年です。少年が増えていないという感覚というのは、公の統計だとどうしても検挙された人数で書かざるを得ませんので、そうすると検挙率が落ちたということが反映しないのです。大人か子どもかというのは、捕まえてみないと分かりませんので、捕まった少年の数は減っていても、10 年で 3 分の 1 に検挙率は落ちました。刑法犯全体の検挙率は、日本は 6 割と我々はずっと教えてきたわけですが、今の検挙率は 2 割を切っているわけです。ですから、強盗は 5 割じゃないかといいますが、強盗が 5 割を切ってしまうと、それはそれで大変なことなんです。

今、日本では、犯罪全体でいえば、認知されたものが 100 件あれば 80 件は捕まらない。捕まるのは 20 件だ。昔は 60 件捕まっていたのです。その時の少年の数を、検挙人数だけで見ますと、今はそれほど増えてないということになってしまうのですが、これも現場感覚をよく聞くのですが、それは他の事件が忙しくて少年を追えないという面もあるけれども、とにかく検挙率が落ちちゃっているんだ、もっと数としてはあると思うというのが現場の感覚なんだと思うのです。ただ、認知の中で、大人と少年の占める割合が、全く捕まった割合どおりかどうかというのは、これは科学的に分らないわけです。さっき言ったように、犯罪類型毎にその特色を分析して、ある程度の傾向を示して書いてみると、大体こんなもんだろう、ただ、そんなに大き

くずれることはないだろうと私は思っているのです。

あと、最近の傾向としては、特に強盗、傷害、恐喝、強制わいせつの増加が目立つということです。後でも出てきますけれども、特に、少年の場合には年長少年といいまして、18、19が悪いような意識が非常に強いのですが、日本の特色は、14、15、16、17の中間少年と年少少年が悪いのです。特に最近、中間少年の強盗がついに戦後最悪になった。これは、検挙率を考慮しなくても戦後最悪になってしまいましたから、検挙率を考慮しますと、恐らくこの強盗のグラフを見ていただければ分かるのですが、ここ2、3年でがくんと落ちましたので、最近の少年の強盗の状況というのは、グラフにしてしまうと相当飛びはねた数になってしまうと思います。ただ、現に捕まった数だけで見ましても、間違いなく増えていて、戦後最悪になった。

もう1つの特色は、少年犯罪の日本全体の状況を見てみますと、これはかなり常識的な状況だったと思うのですけれども、都市部に多かったというのが、もう日本ではだんだん平均化し、全国に広がって行って、地域間における少年犯罪の発生状況の差は非常に減ってきているということだと思います。もちろん大人の犯罪と大体パラレルな関係にはあるのですが、ただ、東京だけは特別で、警視庁管内は他のところに比べますと、大人の犯罪が非常に多くて、少年は比較的少ないのです。後のところは、大体分散の図を書くと非常に強い相関があるということだと思います。いずれにせよ、少年犯罪は数としては増えてきて、そして地域差がなくなっていった。もちろん、数としては窃盗が非常に多いと思います。それで、全犯罪でいくと、窃盗を入れた全体では10倍ぐらいになって、凶悪犯では7倍ぐらいになっているという形のグラフだと思います。

少年司法の運用の問題性ということですが、この間といいますか、ちょっと前に少年法の改正があったわけですが、その時に随分議論になったわけですがけれども、日本の家庭裁判所の少年犯罪の処理というのは非常に特色がございまして、警察で、不良行為で補導する、同じ補導といいますけれども、犯罪者として警察が捕まえる、検挙するのも補導というのです。夜に、こんなところで夜遊びしちゃだめだよと補導しているところから、だんだん何段階か経って、警察でやって、さらにその後家裁送致になるわけです。

家裁送致というのは、かなり問題になる段階ということになるわけですが、家裁送致された人間の4分の3には何もしない、審判不開始か不処分である。残った4分の1のほとんどは保護観察である。ごく一部が少年院に送られる。もっともっと、その10分の1以下が刑事処分に送られる。刑事処分が少な過ぎるんじゃないかということで、少年法改正があったわけですがけれども、私は、刑事処分化すれば犯罪が減るとか、それで問題解決するというわけではないと

と思いますが、ただ、全体としての少年司法に対してのありようというものをちょっと見直すといえますか、その方向を変えるという意味で、少年法改正について、国会なんかには呼ばれた時も私は反対はしなかったわけです。保護観察の制度がうまくいっているかどうかというのは、現場で聞いてみますと非常に問題を含んでいる。保護司さんの限界とか、いろんな問題があります。

あと、もう1つ重要なのは、もともたこういふ割合だったかというのと、全然違うのです。その3ページにありますように、ちょうど学園紛争の頃までは、刑事処分がどんどん増えており、これが少年が非常に悪くなっていった時期です。それに対応して刑事処分も非常に厳しくやっていきました。この後、少年犯罪は確かにぐんと減るのです。重罰化するという一方で、一定の効果はあったと思います。ただ、さっきのグラフで見たように、少年犯罪は結局増え続けていくわけですが、ここでかなり政策転換があって、刑事処分をやめるのです。少年補導もこの段階で物凄く減ります。少年に対しての干渉をなるべくしない。この時には、刑事処分を減らすだけではなくて、保護観察も少年院送りも全部減らしたのです。それが進んで、77年頃から少年に関して刑事処分、それから少年院は増やさないで保護観察ですとやっていくようになっていく。簡単に言ってしまうと、4分の3は何もしないで出して、残りの4分の1の4分の3が保護観察です。

保護観察というのは、いろいろマスコミなんかでも話題になりますけれども、少年にとっては、ある意味では非常にありがたいといえますが、厳しい処分ではない。それによって教育的に立ち直っていくというのはもちろんあるわけで、その評価は難しいわけですが、明らかにいろんな政策が、学園紛争の頃の大きな政策転換があり、少年法改正の問題も絡むのですが、その頃のアメリカの開放的な処遇が大事だという議論があって、なるべく外に置くのがいいとなったのです。

少年院というのも、本来的には教育の場であって、少年刑務所とは違うんだということを現場ではおっしゃるのですが、家裁の側では、少年院に入れてしまったら終わりだと考えている。テレビドラマでNHKなんか随分そういう方向の番組をつくっていますけれども、少年院に行ったら悪くなってしまうと思っている。ただ、少年院の先生から見ると非常に辛い話であって、彼らとしては、怒るのではない、刑罰ではない、まさにいかに教育するかだということもやりつつあるわけですが、子ども達から見れば、非常に厳しい処分だということではあるのだと思うのです。いずれにせよ、この頃ぐ犯も適用されなくなっていったということです。

この中で、少年犯罪は時期によって増えていったものの種類は違うわけですが、全体としてはやはり人口比でいけば増えていったということだと思います。ごく最近の少年法改正の効果ということで、最高裁と一緒に検討して、ちょっとこの間書いたのですけれども、明らかに重大な犯罪に関しては、家裁、最高裁の方針は変わったのだと思います。4、5年前は、強盗致死というのは日本で一番重い犯罪で、強盗が人を殺すというのは死刑か無期なのですが、25%しか刑事処分にしていなかったのです。これはみんな16歳とかじゃないのです、17、18、19なんです。それでも4人に1人しか刑事処分にしていなかった。それが今は100%刑事処分になった。傷害致死も60%、殺人も65%刑事処分になった。これ自体変わったという事実はかなりはっきり出てきていると思いますが、それがいいか悪いかという評価の問題は、それは別個で、これがどういう効果を持つていくかというのはいろいろあると思います。

ただ、私は、男女共同参画会議の委員をしまして、そこで、お医者さんをしている委員の人から、ここのところ少女がおかしい、中絶の数が異常なんだという話があったのです。そこにグラフを入れておいたのですが、そういわれて、厚生労働省の統計を取り寄せてグラフにしてみたら、ここ3、4年で10代の中絶件数が倍増しています。これは、大人の中絶の全平均より高くなってしまった。要するに、子どもを産める年齢の女性の中絶が、1000人当たり大体12ですから、少女はもう14ぐらいになってきていますから、まあそれは、もちろん40代、50代ぐらいまでの女性を全部入れますからあれなんです、20代に比べれば10代の方がまだ低いんだと思いますが、ただ、問題は、ここごく最近の動向が非常に変である。

もう1つ、今私は、出会い系サイトのチェックをどうするかという審議会の委員もやらされているのですが、そこでの議論を見ていまして、出会い系サイトの中で、ごく一部ではあるのですが、みんなが売春を平気でやるような書き込みをしている。その中で、だから私もやっていいんだと思ったというようなパターンが非常に増えている。そこでの調査結果では、女子高校生に限って見ますと、10人に2人ぐらいが出会い系サイトに電話していて、そのうちの2人に1人は直接相手に会っています。だから、今は高校生で携帯を持っているうちの10人に1人が、売春をしているとははっきり言えないのですが、そういう状況になっている。現に、出会い系サイト絡みの買春事件というのが物凄い勢いで増えているという事実はあると思います。

もちろんこれは現象面だけで、だから出会い系サイトをやめてしまうというわけにいかない、非常に難しい。コントロールというのは、もちろん表現の自由だとか、営業の自由とかいろいろありますので難しいと思うのですが、いずれにせよ、我々から見ますと、少年は少しおさまっているのかと思うのですが、全体として増え続けてきて、要するに刑事司法は、やや

パンク状態なんです。増員をするしかないと思うのですが、ただ、増員で60%のレベルの検挙率に戻すとすると、どれだけコストがかかるか試算してみると兆の単位がかかるということです。

それから、警察の力による北風政策だけで抑え込むというのは、実にナンセンスなことで、やはり本質的には、一番核にある少年犯罪の数をどう抑え込んでいくかです。もちろん、決して北風政策だけでは抑え込めない。教育の問題であり、この問題の関係では、今、文部科学省で生徒指導の見直しをやっているのです。その研究会にも私は参加をしているのですが、その生徒指導の見直しの議論の中でもやはり出てきているのは、実は、学校現場ではもう学校の手を超えてしまっている。学校ではどうしようもない、家庭の問題なんだ、家庭がどうしようもないから、学校の先生がやる部分というのは非常に限界があるんだという議論、教育長なんかの話も聞いていてもそうなのです。ただ、そう言ってばかりでも困るので、まさにこの懇談会というのは打ってつけなんだと思うのですが、総合的にどう対応するのが一番合理的かを考える必要があります。ただただ犯罪が少なくなればなるほどいい社会ということではないと思います。ただ、このまま増え続ければ、今のトレンドでいけば、かなり悲惨なことになる。

絶対数からいいますと、まだまだ日本は世界で優等生です。ただ、実感としては、内閣府の調査なんかでもはっきりしていますけれども、国民の不安感は非常に高まっています。例えば、先進諸国の中ではスウェーデンが世界一犯罪率が高いのです。スウェーデンは日本の10倍ぐらいいあります。ただ、この数値だけから見ると、スウェーデンは物凄く危険な国のように感じられるのですが、体感治安といえますか、それは必ずしもそうではないらしいのです。イギリスもドイツも、日本よりはるかに高いです。ただ、今まで安全に暮らしてきた日本人から見ると、今の状況は非常に危険であるという意識を持たざるを得ないということだと思えます。

それで、どこまで教育的な形でやっていけるかというのも、国民がどれだけそういう犯罪に対してトレラブルであるか、それを支えるだけの余力をどれだけ持っているかによります。大人の犯罪もそうですけれども、余力があれば、なるべく大目に見て、緩やかな形でやっていけるわけですが、どこの国でもそうなのですが、犯罪がある程度増え出しますと、法理論が変わっていきます。非常に厳罰主義に必ず変わっていきます。イギリスなんかでもそうです。日本でも、このままいくと、かなり大きく変わらざるを得なくなるかもしれない。変えた方がいいとか何とかというのは学者のいうことではなくて、やっぱり最後は国民が決める問題、国民の常識、半分は政治家が決める問題だと私は思っています。

そのくらいで。

本田座長 ありがとうございます。

質疑応答に入ります前に、阿南政務官がおいでになりました。政務官は大変お忙しいので、また中座なさるかもしれませんから、今ご挨拶を頂戴したいと思います。どうぞよろしく願います。

阿南大臣政務官 どうも済みません、ちょっと遅れて参りまして。

10月の4日から内閣府の政務官を拝命をいたしております、阿南一成と申します。

本日は、第8回目の青少年の育成に関する有識者懇談会ということで、非行問題やひきこもり問題などに焦点を当てたご議論を行っていただくと承知をいたしております。実は、私も警察出身でありまして、警察署長や警察本部長をしておる時に、先ほど前田先生ご指摘のごとく、北風や、あるいは対症療法だけではなかなかうまくいかないことが多く、この問題は対応の非常に難しい複雑な課題であるとよく承知をいたしております。

しかしながら、未来の我が国を担う青少年を育んでいくためには、この問題に対応する不断の努力が絶対に必要であるというふうにも思っております。本日のご議論を興味深く聞かせていただきたいと思います。また、私といたしましても、精一杯青少年の健全育成のために努力をしまいたいと思いますので、よろしく願います。

どうもありがとうございました。

本田座長 ありがとうございました。

お時間の許す限りご出席いただければと思っております。

それでは、ただいまの前田先生のご報告に関しまして、本格的な討議は後ほど御三方の発表が終わってからいたしますけれども、今の時点でご質問、あるいは確かめておきたいことがございましたら、どうぞお出しくださいませ。

いかがでございましょう。

はい、どうぞ。

広田委員 あとで議論ということなので、細かい話を1つ2つしたいのですが、2ページの認知件数の推移で、少年と成人に分割して推定がなされていまして、私は、恐らくこれはもっと少年は少ないんじゃないかと思えます。というのは、同じように、罪種別の中でも、特に70年代以降、数字を押し上げているのは万引きとかなんですけれども、万引きを考えてもらえば分かりますけれども、検挙されて認知される、そういう事例が多いと思うのです。少年の場合は、非侵入盗全体の半分以上がデパートやスーパーマーケットで、全体でいうとそれは1割ぐらいになるのですけれども、要するに、少年の場合は捕まって数字が上がるという部分が多

いので、単純に少年と成人との比率で分けていくと、過剰に見積もってしまう部分があるんじゃないかと思っています。

前田協力者 確かにおっしゃるような傾向はあると思うので、今度、窃盗の種類毎に分けてもいいのですが、これは、犯罪類型によって大人と子どもの検挙率が確かに違いますよね。だから、それを全部区分けして足し合わせたものです。

広田委員 万引きとかは。

前田協力者 それはまだやっていないですけども、ただ、そんなに変わらないと私は思っています。大きくは、このグラフと変わらないと思っています。それは、またすぐできることですから。

広田委員 ぜひやって欲しいですけども。

前田協力者 それは、私は変わらないと思っています。

広田委員 それから、もう1つ、ちょっと今日つくってきたグラフなんですけれども、前田先生が言われたとおり、以前に比べてちょっと不安が高まっているのは確かだと思うので、総合的にどう判断するかというのがやはり重要だと思うのですが、そのときに、今日の私がつくってきたグラフでいうと、左側、1970年代ぐらいまでは、結構粗暴犯が多かったのです。V字になって右肩が上がってくるときは、窃盗犯がどんどん増えているのです。そのところをどう考えるのか、大きなトレンドで読むときの見方として教えて欲しいのですけれども。

前田協力者 大きなトレンドとして見ると、確かに凶悪犯も60年代は多かったと思います。ですから、戦後の50年代、60年代は殺伐とした時代で、ある種その意味で、少年の中で一番ワルをしたのは、団塊の世代だったかもしれないです。ただ、全体としての規範が薄れているかどうかというか、同じ人数を集めたときに、犯罪をどれだけ犯すようになったかという割合でいくと、間違いなく今の方が増えていると思うのです。

そのときに、社会全体の磁場みたいなものがありますから、凶悪犯の多い方が不安感が強いというのはご指摘のとおりだと思いますけれども、少なくとも今の社会の状況の中で、実態調査とかいろんな調査なんかをやってみると、犯罪率が増えたところで治安が悪くなって不安感を感じるというのはあるわけです。少なくとも、今の状況では、今度の警察白書なんかを見ていただければ分かるのですが、統計的に見て治安が悪くなって犯罪の不安を感じるという地域が増えていることは間違いありません。それが、戦後の高度成長期の60年代、60年安保前後の雰囲気と比べてどっちがどうかという比較の仕方をするというのは難しいと思うのです。だから、どちらが危険かといえ、もちろん昭和20年代から30年代の方がそうかもしれないですが、

私が一番危惧するのは、95年以降の犯罪の増え方なのです。特に最近気にしているのはその物凄い勢いです。これは、このまま止まらないと、大変なことになる。

これはもう1つあって、統計の基になる資料のつくり方に少しは影響があると思うのですが、警察刷新会議なんかの問題があって、警察が国民に対してきちっと対応しなきゃいけないということで一生懸命やるようになったから増えたというのがあると思います。ただ、100万単位のこれだけの数値ですから、それだけではそんなに動いていなくて、現場に行ってみても、間違いなく増えています。特に強盗なんかは増えています。その意味では、非常に危険感が高まっていると私は思っています。

本田座長 では、網野先生、どうぞ。

網野委員 2つほど簡潔にご質問したいと思うのですが、1つは、女子少年の非行の動向に関してで、10代少女の中絶の動向についてかなり顕著な増加とありましたが、全体的に見た場合に、女子少年の非行の傾向をどう捉えたらいいのかということも1つ。

それからもう1つは、私が聞き漏らしたのでしたら申し訳ないのですが、3ページの一番下のところのアスタリスク(*)で、「少年は被害者、犯罪者は病人」という1つの捉え方の例示とありますが、メモが書かれていますね。その場合どのように受けとめるかということがとても重要なことになると思うのですが、その場合、「家庭裁判所の調査官の力」というメモが入っていますので、このあたり、もし簡単に補足していただければ。

前田協力者 後の点は、私が時間の関係で説明を飛ばしてしまって、申し訳ございませんでした。

第1点の少女の犯罪の見方ということですが、これはまたいろいろな分析を加えなきゃいけないのですが、1つははっきりしているのは、今、トレンドとしては、男の子より女の子の犯罪率の増加が激しいわけです。ただ、それは遅く始まった。1960年代には、少女の非行というのはあまり進行しなかったのが、70年代以降、最近特に凶悪な女の子の強盗とか傷害とか、そういうものがかなり増えている。まあこれも、今日のためにきちとしたグラフを用意していないので、正確には申し上げられないのですが、その意味で、少女の犯罪が増えていることは間違いないのですが、昔は性的逸脱が犯罪の糸口であって、不純異性行為を叩くことが何よりも大事だみたいな警察の感覚があったのですが、そう単純ではないかもしれない。ただ、この中絶のグラフとある意味で似たような形で少女の強盗の増加が見られるということは、ちょっとあると思います。細かいことですが、大事なことで、グラフをちゃんとつくってこなくて、申し訳ありませんでした。大きくは、少女は遅れてですが、物凄い勢いで今増えているという

ことです。

それと、北風と太陽というか、少年は被害者だということについては、我々は、大人の犯罪者も被害者だとある部分は考えるわけです。社会が悪いから犯罪に陥る。大人も子どももある意味では同じなのですが、特に少年は親の影響だとか社会の影響で犯罪に陥るという面がある。その意味で、被害者であり病人だということで、病人として扱っていかなくちゃいけないという面があって、いかに処罰をするのではなくて、治すかだという考え方が片一方の極にあって、もう片一方には、アメリカで一時期非常に強くなったように、そんなこといってられなくて、やっぱり厳罰主義で、犯罪抑止のためには少年も厳しく叩いていくという考え方がある。そのバランスなんだと思います。

やはり、今の被害者の側の議論を見ていけば、少年に強姦されたって、大人に強姦されたって、痛みは同じですから、その被害者の側の声、それも無視できない。そのバランスの中で、私はやはり基本的に、大人より少年の方が治療的な観点が強くなければいけないと思いますが、何歳までをそうしていくかとか、どの程度その部分を強めていくかというのは、やはり政策決定の問題だ。理論的にこうでなければいけないというのは出てこなくて、敢えていえば、なるべく保護的にやった方がいいということしか出てこなくて、その保護的なものをやれる度合いがどれだけあるかというのは、社会の力であり、その余力がどれだけあるか、社会が少年の犯罪を受け入れるだけの余力がどれだけあるかであり、それが減ってくればやっぱり厳罰主義になっていくだろうということです。

それを、理論的に厳罰主義は間違いで、厳しく処罰するのは間違いだから、緩くしておけばおくほどいいというのは、学者の議論ではないと思います。やっぱり、現実には、ニーズにどの程度すり合わせるか、最大限少年の保護的な側面を拡大できるかというのを具体的に考えないといけないということだと思います。それが、具体的な少年法を改正する時に、どういう議論をするかということになってくるんだと思います。

本田座長 ありがとうございます。

網野委員 「家庭裁判所の調査の力」については。

前田協力者 済みません。

簡単に言ってしまうと、家庭裁判所で裁判官が判断しているように見えますが、実際は、かなり調査官が決めている。なぜかというと、家庭裁判所では、裁判官というのはぐるぐる民事をやったり刑事をやったり、裁判をやって動いてきますが、家裁調査官というのは少年しかやらなくて、ずっとそこにいて、ノウハウを蓄積しているため、結局その人の意見の方が裁判

官の意見より通ってしまう。そういう言い方は、表側に出すと裁判官は認めませんが、本音で言えば必ず認めると思います。家裁調査官がそう言っているから、しょうがないからこうだという傾向が非常に強い。調査官の人達の学問というのは、どちらかというと教育であり心理であり、それはやはり治療者の観点になるのは当然なんです。そうでなきゃ困るのです。ただ、裁判する側の観点は、被害者の側も入れて、治安も入れて、足して2で割るといってちょっと大雑把ですが、そういう観点が入ってくるということです。

本田座長 ありがとうございます。

他にご質問、今伺っておきたいということはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。よろしければ、次の方にご報告をお願いいたします。次は相原委員で、少年非行の特徴について、ちょっと異なったお立場からご発言いただくこととなります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

相原委員 少年非行に関する統計の方から見たものは、今、前田先生がお話しくださしましたのと、それから、以前にも後藤委員もこの件について報告されていたかと思しますので、同じことがあまり重ならないようにとは思いますが、私の方は数字からといいますよりも、具体的な実証的な面から実態等について、私の感じているところをお話しさせていただこうと思っています。

ただ、その前に、先生のお話は、近年のところだったものですから、前にも広田委員とか後藤委員のお話から出てきたところではあるのですが、少年刑法犯の主要な数について、検挙率との関係でいろいろな見方はあるかと思えますけれども、お手元に配付させていただきました犯罪白書の中での少年刑法犯の主要罪名別検挙人員について、やはり再度、数の流れに関してはご理解をお願いしたいと思っています。

委員の中でも、専門でかなりやっていらっしゃる方と、それからあまり数字等についてご認識の無い方もいらっしゃるかと思うので、念のために簡単に説明しますと、先ほどの、先生が近年のところをお話しになっていらしたのですけれども、昭和26年をピークとする第1の戦後の混乱期があり、それから第2が昭和39年をピークとする高度経済成長による社会構造の急激な歪みによるピークというものが見られ、それから昭和58年に、また第3の波があるというふうに言われております。これは詳細なものですので、時間のある時にお目を通していただければと思っています。

私は、弁護士ではありますが、非行少年に関して、付添い人として平成に入ってからずっと関わるということをやっておりますが、それ以前に、昭和53年から58年にかけて、

刑事政策の施設であります少年院の教官を5年間ほどやっておりました。いわゆる施設内処遇を担当していたその経験と、それから平成になりまして、弁護士として付添い人をやっておりますので、社会内処遇ないし審判の場に立ち会ってきている面から申し上げることになります。

そこで申し上げたいのですけれども、私が非行少年の矯正教育に携わっておりました昭和53年といいますのは、この犯罪白書の方を見ていただければ分かりますし、先ほどの前田先生のお話でもあったのですけれども、被収容者が非常に少ない時でした。私は非常に小さな地方の少年院の教官で、女子少年院だったものですから、すべての処遇対象者がいました。簡単にご説明しますと、初等少年院、中等少年院、特別少年院の対象者がおり、中学生の子から、特別少年院といっただけかなり犯罪性向が進んでいる子までいました。それから昭和52年に、個別的処遇計画等の矯正局長の通達が出まして、短期処遇をやっていこうということが始まった年で、個別的処遇計画というものを作成して、個々の少年に合わせた教育をやっていこうということがありました。

それは何故かといいますと、収容される少年の数が非常に減ったから、少年院としても危機感を持って充実を期そうというところだったわけです。私個人は、法学部の出身で、教育学とか心理学は特に学んでいなかったわけですが、私が拝命した少年院の院長の意向で、大学に講習を受けに行ったりというのをさせていただいて、心理学の技法を学び、カウンセリングとか行動療法とかということを学びながら実施していったという経験がございます。

ところで、この場でちょっと申し上げたいのは、先ほど不安感という言葉が先生のお話の中で出てきたのですけれども、数については私の守備範囲ではないですし、それほど研究していないので申し上げることは少ないのですけれども、不安感ということについてだけちょっと申し上げたいのは、最近、児童自立支援施設で教官が少年に殺されるという事件がございました。私の経験なんですけれども、私が採用された時に、年配のベテランの先生が辞められて私が新たに採用されたのですけれども、その先生がなぜ辞めたのか、聞いてびっくりしたのですけれども、階段から女子少年に突き落とされて、頭を打って血を流して倒れているところを、鍵を取られて逃げられたというようなことだったようです。

それからさらに、私は教務課と同時に医務課の兼任もいたしました。医務課といっても、医学の知識がないのにどうしてなのかと思っていましたら、本来の医務課の仕事というのは、医務室の掃除なのです。それは、生徒がしていたことだったらしいのです。それをなぜ私がするのか。つまり、私が入る直前の子ども達が、注射器を盗んでいろいろなものを自分の体に注射して回った。化粧品とかお醤油とか、何か快感を得られるものはないかというのをやったとい

う、その2つの話を聞いて、とんでもないところに来たなということを感じたことがあるのですけれども、それが昭和52年から53年とかの当時の話だったわけです。正直いって、その話を聞いた時に非常に怖かったし、びっくりしたのですけれども、実際に接してみた子ども達に私は暴力を振るわれたことはありませんでした。逃げられたことはあり、追いかけていったようなことはあります。ただ、それはある程度見えるところで捕捉できたので、記事とか新聞にならなかったわけですが、そういうこともありました。

それから、17、8年前ですか、やっぱり教護院で、女の子が教官を襲ってお金を取ろうとしたような事件があったかと記憶しており、昔にもそういう事件はあるんですけれども、そのインパクトとか印象みたいなものがずっと今まできているかといったら、日々新しい事件が起きているので、昔にそういう事件があったことは印象に残っていないようですし、もしくは、私の経験は女子少年院なのですが、そういうこと自体あまり外に出したりできない事態なので、ですから、統計的なところはちょっと置かしても、近年急に特別悪くなっているとか、個々の事案で何か急に特別悪いのがあるというのは私は全然思わなくて、昔もそういうのはあったよと言いたくなるようなところが実際的なところで、各施設では、そういうことと日々向き合って仕事をしているのではないかなと思っています。それから、実際少年自体のことですけれども、先ほど申し上げましたように、物凄く怖いというのが最初の事件の話でありましたけれども、実際に接してみると、個々の1人1人の少年はそれなりに問題を抱えており、女子少年院の場合は、どちらかといえば被害者的な立場の少年を収容することが多かったのですが、入ってきた時は物凄く怖い目をしていて、非常に加害者的な態度をとるような子もいますけれども、時間を置くことによって安定していくということが普通であり、それは今も全く同じ繰り返しなのではないかなと思っています。

弁護士になってからも、少年院に弁護士の付添い人の経験者とかをたくさん連れて行くのですけれども、どうしても施設長のお話なものですから、大体きれいなお話しが聞くことができます。逃げられたとか襲われたというのは、外にも出せるような話ではないですから、なかなか言えないのですけれども、逆にそういう突っ張っている少年の方が、教育は効果があったと私は感じています。つまり、物凄く反発してくる、今にも飛びかかってきそうな子と向かい合って時間を置くことの方が意味がある。それよりも、「刑務所太郎」とか「優等生花子」とさんと私達は言っていたのですけれども、もう適応力万能で何の問題もないという場合にはどうしようもないというところがありまして、それが問題としては大きいんじゃないかなと思っています。

これから先が次の話になるのですけれども、今日お話するに当たって、私が近年感じていることで、ここで少年非行を取り上げる意味があると思うことは、先ほどの厳罰化とかのお話の流れもあるのですけれども、私自身が経験した感覚からしますと、やはり少年特有の、いわゆる未熟な段階における犯罪の特性というものはあるということだと思っています。私が感じたところを申し上げますと、それはやはり共犯事件です。つまり、グループによる犯罪ということに関しては、成人の場合よりは意味があるのではないかと考えています。

「犯罪白書」の中にも入っていたのですけれども、資料2 - 2で出しました「少年院新収容者の共犯者数別構成比の推移」というのを見ていただきたいのですが、少年院に新たに収容される少年の中で、単独犯がどのぐらいの割合なのかと、それから、2人以上、3人以上、4人以上、不特定多数という割合については、この表のようになっておりまして、昭和57年以前の数字はなかなかないようなのですが、平成12年の段階で、単独犯が32%、あとが、2人以上の共犯者のいる場合です。

それをもう少し犯罪別に見ていただこうと思って用意した「一般保護事件の終局人員」という資料を見ていただきたいのですが、これは平成12年のものです。13年のものも見ましたが、ほとんど数字の割合としては同じようなものでした。平成11年も同じでした。ですから、1枚だけ取り上げさせていただきました。見ていただくとお分かりになると思うのですが、強盗の場合は352件の総数の中で、共犯者無しが47で、共犯者有りが305。恐喝が5509で、共犯者無しが987で、共犯者有りが4,522。それから、強盗致傷も1,063件のうち、共犯者無しが92で、共犯者有りが971。

一方、割合として微妙なのが、窃盗、これは38,682のうち、共犯者無しが14,883、共犯者有りが23,799です。これは、成人の場合は8割が単独犯だったと思います。ただ、少年の場合も他の強盗や恐喝に比べると、まだ共犯者無しの割合の方が高い。それから、わいせつとか放火、放火は約半分ですけれども、わいせつになると共犯者無しの単独犯が多い。それから、覚せい剤取締法、これは事案のとり方がどういう形なのか、覚せい剤ですから、共犯というものなかなか認定しにくいのですけれども、譲ったり、譲渡とかじゃない限りは共犯じゃないのか、ちょっとそこら辺は正確に把握しておりません。しかし、私の受ける印象からすると、やはりグループによる暴力的な犯罪については、グループの集団、ないしは2人以上での力関係、ないしは役割分担とか、関わり合いにおける犯罪というものが少年には結構あるのではないかと感じがします。ちょっと窃盗以外の成人の分は、私が時間不足で調べ切れていないんですけれども、少なくとも、多分少年事件の特徴としてこれを挙げることは間違っていないかと

思います。そこで、現代の少年事件の特徴に関する私なりの考察を少し述べさせていただきたいと思います。

これに関しましては、司法協会から出されました、重大少年事件の実証的研究というのを主に参考にさせていただいておりまして、これは家裁の調査官が主に調査研究しており、それに、研究メンバーとしてかなりの方が関わっているのですけれども、その中で川辺さんという方が東京少年鑑別所の首席専門官で、この方は私の研修所の時の同期で、もう1人近藤先生という方が東京家裁の判事でいらっしゃるのですけれども、弁護士でいらして、20~30年、少年事件だけ主にやっておられたような方でして、この前、お2人の方と意見を交換した時に全く同じようなご意見だったので、ちょっと簡単にご説明します。つまり、単独犯の方が、少年自体の問題としては深いと思っております。1人でやるということに関しては、その問題は決して見逃せないものがある。ただ、それは個々の問題性が非常に違うものですから、論じられない点が少ないと思っております。一方、共犯関係の問題、これは主犯格に問題が大きいとかいうのは当然あるのですけれども、ただ、その役割分担というか、集団の構成というのは顕著に似通っているところがあると言えるかと思っております。

どういうことかといいますと、まず、集団で殺人を犯してしまうとかいうケースがよく報道されているわけですが、少なくともその1人を取り上げた時に、その1人で殺人までいくかといったら、それをしないケースとか、そこまでの暴力を1人であった時にはできないだろうと思える子が大半です。これはよく言われているし、敢えて取り上げるまでもないのかもしれないのですけれども、集団の相互の影響力の問題がこれには凄く大きく加担していると思っております。

どのような集団があるのか。まず、都市ターミナル駅に集まります不良集団。これはいわゆる「チーム」といわれるものです。これはかなり出入りの激しい集団です。次に、中学生の不良集団。中学2年生ぐらいから喫煙とか退学とか夜遊び等で一緒につるみ始めるというのですか、そういう行為を始めてしまう。それから、3番目に地域密着型の不良集団。これは、近隣と地域の中学校の卒業生が集まった不良集団。高校になじめなかったり、定職を持たなかったり、仕事に打ち込めないことに発したもので、これは結構縦のつながりが強くて、一旦集団に入ると、なかなか抜けることが困難な集団です。

私の付き添いの経験では、このグループが結構あるのです。大体何中学、何高校といった、同じ中学の何とかグループというのは意外になくて、何とか中学、何とか高校、無職の少年とかが混ざっている形です。不思議なことに、こういう地域密着型というのは、親もなじみだっ

たりするような、つかず離れずみたいな、緩々の、母親が顔をちらちら見せるような、そういう不良集団があります。こういう中で、大体主犯格と従犯格が出てくるわけですが、虚勢を張ることで自信のなさをカバーするような主犯格の少年がいて、それに対して、暴力にあこがれる従犯格の少年がいるというパターンです。主犯格には、割と家庭的に恵まれなくて育った者が多くて、幼少期に体罰やいじめなどの被害体験や、父母が暴力を目の前でやるというような体験をして育って、成長してから自分も暴力とかいじめを肯定的になってやってしまう、そういう主犯的な少年。これに対して、従犯格は、一見、問題なく来ている少年が多いわけですが、主体性がなくて、気ままで、その場の雰囲気流されやすく調子がいいとか、仲間内では結構明るくひょうきんというような立場にいる。集団で暴力を振るう時も、調子に乗り、一緒になって暴力を振るうのですが、被害者が死亡したような場合に、主体的に関与したという気持ちが少なく、責任の重さを認めることが割と少ない。私の付添い人の経験では、結局主犯格の顔色を見てやってしまった。責任転嫁というよりも、本当に自分でそう思っているような感じで、罪障感が非常に乏しいというのが特徴です。

共犯関係が多いという中でも、ちょっと特徴的なのは2人でやる場合。2人の場合は、3人以上の場合とは特異性が異なります。これは、不良グループとか、いわゆる学校の友人グループから浮き上がってしまって、グループの周辺をうろろして、その中でも2人対になってしまって、その中の片一方が暴走することに対して、片一方もむしろそれについていってしまう。集団の中に入っていけない共通点がありながら、2人で支え合うみたいな関係になってしまう。粗暴な行為をすることでお互いの関係をより深める、エスカレートさせるというようなメカニズムがある。そういうのが2人の共犯の場合のケースです。

いずれも、少年院送致、もしくは付添い人がついて、かなりの重罪事案になるような場合に関しては、家庭的に問題があるということは、これはほとんど否めないと思われます。広田先生のご著書を拝見した中で、家庭機能が低下しているというケースがやはりあるというふうに私は感じております。この集団の事件に関しては、単独で重大事件を起こした少年とは異なって、人間関係を求めてはいるのですけれども、多人数の集団の中で、ちゃんとした統制がとれていない。例えば変な話ですが、暴走族でも、過去の暴走族と今の暴走族では違うということもあるようです。つまり、本当に総長が止めるというときに止められるかといったら、総長にそこまでの力がなくて、すべてがエスカレートしていくというような相互関係がある。

どういうことかということ、過度に仲間と同調し、仲間に見捨てられたくない、嫌われたくないという気持ちが強くて、仲間の顔色をうかがいながらどんどんエスカレートしていく。さら

に、やっているうちに欲求不満をそれで解消して、他人を攻撃することで被害者を追い詰める。集団暴力の特徴は、ささいで偶発的なきっかけであるし、暴力を受ける人、被害者というのはほとんど理由のない被害者、弱い立場にある被害者であるし、やっていること自体は執拗で容赦のない暴力ということです。それから、罪障感の乏しさというのも言えると思います。

歯止めが効かないのかということは、よく審判の場でも問題になるのです。特に、いじめられた経験が結構あるわけですし、自分も大体リンチに遭ったというような子がかなりの割合なわけです。自分がそれだけ嫌な目に遭って、怖い目、痛い目に遭っているのなら、どうしてそういうことをするのかと大体審判官はそれをいいますけれども、結局そこが、その一步が大人の感覚と違うところなのです。

もう時間のようなので、簡単に申し上げますと、私の理解では、集団犯罪というか、このメカニズムでやっている限りにおいては、法律の問題というよりは、その集団に帰属していて、そこに自分の価値を置いている以上、進んでやってしまうということはあると思うわけです。集団で、問題が少ないからこの少年達に何も手当てしなくていいとは、全然思っておりません。主犯格なり、従犯格なりの立場に応じたケアは必要だと思うのですが、少なくとも未熟であってのエスカレートですから、そのところの対応の仕方というのには、それなりのケアが必要で、社会性の経験というのか、適当なちゃんとした教育というのは絶対に必要であろうし、それを単に機械的で内面を考えないやり方よりは、先ほどの先生のお話じゃないですけども、社会がどれだけそれを受容できるかという問題にあるのかもしれないけれども、可能な限り成熟を手助けする方法をとるべきだし、それが刑事政策的にも妥当な方法であろうと思っています。

最後に、私の提言というところで書いたのですが、先ほど言いましたように、保護環境の悪い子でないと家裁の裁判官は施設に送ろうという気持ちは基本的にないと言えると思うので、家庭機能の崩壊している少年、特に矯正施設にまで来る子の場合、帰っていくところがどこなのか。保護観察の話もそうですが、中間的な施設等の充実を私はぜひアピールしたいと思っています。補導委託とか試験観察の割合が非常に少なくなっているのですけれども、そういうところの充実というのは、将来的な刑事政策の意味でも非常に価値があるところですし、社会の中で自分が先ほどの不良集団に戻っていかないための訓練というものが、ぜひ必要であろうと思っています。

また時間があればお話ししたいと思います。以上です。

本田座長 ありがとうございます。

ただいまのご報告に対して、今、ご質問ございましたらお出しくださいませ。いかがでございましょう。

後ほどの総合討議の方でご意見を頂戴すればよろしゅうございますか。

それでは、3番目の発表をお願い申し上げます。3番目は斎藤先生から、「青少年の非社会問題行動への対策について」ということでご報告をいただきます。

斎藤協力者 前のお2人の先生方のご発表が反社会行動ということだとしますと、私の担当分というのは、非社会問題行動ということになると思いますが、一応専門が社会的ひきこもりという問題になりますので、こちらからお話しさせていただきたいと思います。まず、ざっとしたイメージを持っていただきたいと思いますので、某ニュース番組で紹介したシーンがありますから、それをちょっとご覧いただければと思います。

〔ビデオ上映〕

斎藤協力者 今、ご覧になっていただいた方は、現在37歳です。私はご本人ともお会いしたことがあるのですが、中学からずっとひきこもり続けているという方です。

ちなみに、この方がどうなったかということをご簡単に説明しますと、取材がきっかけになりまして、今某フリースクールのシニアクラスみたいなところに、タクシーですけれども自分で通えるようになったという経緯で、いろんな介入があっていいということの1つのサンプルになっているかと思えます。確かに、支援組織にも参加した方なのですが、直接の社会参加のきっかけを与えたのは、どちらかという、1年間にわたって日本テレビが取材しているのですけれども、そのスタッフの関わりが一番大きかったかなという印象を持っております。

今、ご覧になったケースは特別なケースで、37歳まで長期化した人がそんなにたくさんいるとはとても思えないと思われるかもしれませんが、私の臨床現場では、こういう方は全然珍しくない、もはや40代後半の人も出現しつつある。中には、もう息子さんが60代、お母さんが90歳で母親が面倒を見ている、これは私は診ていませんけれども、そういうケースも風評としては聞いたことがありまして、ちょっと予兆的なケースかなという印象を持っております。

ひきこもりに関して語るのが大変難しいのは、資料が極めて乏しい。特に統計資料は原理的に取ることが不可能です。医学でいえば、コホートスタディーみたいな形でやってもいいのですけれども、なかなかそういうこともプライバシーの問題があるなどしまして、現実的ではありません。ただ、ちょっと前後しますけれども、お配りしていただいた資料の中に、参考3のガイドラインと参考4があり、参考4の相談状況調査の方ですけれども、平成12年に、全国の

精神保健福祉センター、それから保健所等にアンケート用紙を配布しまして、それでとった統計があります。この中にははっきりと分かりやすくは書かれていませんけれども、重要な結果だけ申し上げますと、これは非常に回収率が高い調査だったのですけれども、ひきこもりと思しい相談の事例数が、6,155件あった。内訳として21歳以上、成人事例が67.2%。5年以上のひきこもり経験者が28.3%という結果が報告されております。6,155件ということで、意外に多くないと思われたかもしれませんが、我々の現場の感覚からいいますと、ひきこもりのケースで、親御さんが精神保健福祉センターもしくは保健所に相談に行くケースはそれほど多くありません。全体の10分の1もないと思います。最初はやはり支援組織とか病院とか、そういうところに行く方が圧倒的に多いという印象を持っておりますので、この数字に関してはかなり控え目な数字だと思います。むしろ、注目していただきたいのは比率の方で、成人事例が過半数どころか7割近く存在するというあたりの深刻なデータに注目していただければと思います。

全国でどれだけひきこもりの人口が存在するかに関しては、いまだ統計がとられておりませんが、教育評論家の尾木直樹さんという方が2,932人の一般市民の方を対象に行った調査がありまして、このアンケートの結果、家族にひきこもりの方がいるという回答が3%もあったということでありまして、ここからの推定で80万~120万人は存在するとしています。この推計にはいろいろ疑念もあるのですけれども、一応そういう結果が出されている。少なくとも数十万単位で現在存在するという推定は、さほど誇大なものではないだろうという感触は得ております。

ひきこもりに関してお断りしておかなければならないのは、一応私は精神科医ですが、このひきこもりという概念については、診断名とか病名であるとか、そういうものではないということを申し上げておかなければならないと思います。それでは何かといいますと、状態像に対する名前でありまして、一番近い用語としましては、不登校とか家庭内暴力とか、診断名ではありませんけれども、一応その状態を記述するために使われる言葉がありますけれども、それに一番近いものと考えていただければいいかと思います。

不登校も定義がありますけれども、社会的ひきこもりに関しても一応定義がありまして、それは私が使っているものですが、大体厚生労働省の調査のときの定義もこれに準じておりますので、こちらを紹介させていただきますと、自宅にひきこもって社会参加をしない状態が6カ月以上持続しておりまして、精神障害がその「第1の原因とは考えにくいもの」ということとなります。ここでいう社会参加というのは、就学、就労しているか、もしくは家族以外

に親密な対人関係がある状態ということで定義をしております。

先ほどご紹介したビデオのケースはかなり典型例に近い経過をたどっていると考えていただいてもいいと思います。何らかの原因で中学、もしくは高校のときにひきこもり始めて、大体不登校がきっかけのことが多いのですけれども、長期化していく。私の 80 例に基づく調査では、全体の 86% に 3 カ月以上の不登校を認めております。そういったあたりで、不登校との関連性は極めて高いというふうに考えております。

実際の生活ぶりというのは、ほとんど外出もできない状態で自分の部屋に閉じこもっておりまして、夜昼逆さまの生活を送っている。さまざまな精神症状、強迫症状、対人恐怖症状といったような精神症状が、ひきこもりという特異な状況に対する反応として起こってまいります。先にこの症状があるのではなくて、反応性に起こるといところがポイントです。だから、我々精神科医が、本来は病気ではないひきこもりに対しても関わる余地が生まれてくるわけです。

時に、家庭内暴力、自殺未遂といったような深刻な問題行動に至る場合があります。家庭内暴力による親子心中、親殺し、子殺しという事件は、年に数件ほど毎年報道されておりまして、これは 1977 年の開成高校生殺人事件という、有名な家庭内暴力による殺人がありますけれども、それ以降、起こる構造も頻度もそれほど変わっていないのではないかなという印象を持っております。

ひきこもり問題で最も大事なポイントは、放置した場合に自然な回復が全く期待できないということ。あり得ないとまでは申しませんが、私はこれまでいろんなシンポジウム、当事者の集まり等に参加してきて、自力で回復したとおっしゃる方に出会ったケースは 3 件ほどしかございませんで、数百件中の 3 件ですから、かなり少ないと考えていただいてもいいんじゃないかと思います。ひきこもりの事例がこれほど増加した原因の一端には、これを放置した場合の回復が極めて起こりにくいということがあると考えております。要するに、毎年毎年一定数のひきこもり事例が流入してくるのですけれども、流出していかない。つまり、社会参加が起こりにくい。ダムに土砂が溜まる構造と全く一緒で、流入だけがあって流出がなければ、どんどん溜まるわけです。推定では、大体 1970 年代後半ぐらいから、そういった蓄積が起こってきて現在に至る。だから、これは決して最近急増した現象ではありませんで、結局蓄積された結果としてこれほどの増加に至っているというのが私の推定です。その母集団としては不登校があることは恐らく明らかとっていいんじゃないかと思います。

いろんなきっかけがあり得ますけれども、必ずしも挫折体験があるとは限らないというこ

るも問題でありまして、何かの心的外傷体験に基づいてひきこもりが起こるというケースもあるのですが、それがすべてではない。むしろ大多数は非常にささいなきっかけでひきこもってしまい、それがむしろ、いってみれば「ひきこもりスパイラル」みたいな形でどんどん長期化していくという構図の方が私の目にはよく見えている感じがします。

資料の1ページ目にいきまして、システム論的と書きました。模式図を幾つか書きましたけれども、これが今申し上げたひきこもりスパイラル的な発展の仕方をするということの1つの説明概念でありまして、個人、家族、社会という3つのシステムがあるとして、これが次々とカップリングしていく過程というものを想定した方が、恐らく現実に対しては有効なのではないか。つまりこれはある意味で「ひきこもりが起こる条件」を問うているわけですが、なぜひきこもりが起こるかという原因論は、システム論的な意味で排除されているわけです。そういった意味で、犯人探しをするのではなくて、なぜひきこもりが抜け出しにくいのかという条件の方を問うていく、この方が抜け出すことを考える上では有効ではないかという対応策に基づいて議論を進めさせていただきます。

3ページ目にいきまして、いろんな精神症状が伴うということ。これはやや専門的な話になりますので省略いたしますけれども、被害妄想的な訴えに至るまで、かなり深刻な問題行動に至ることがあります。ちなみに、家庭内暴力と呼ばれるものの大半には、背景にこのひきこもり傾向みたいなものがあるというのが臨床的な実感です。

それから、しばしば犯罪との関連性が指摘されておりますけれども、私がこれまで治療的に関与し得た例、300例ほどでデータをとるのをやめていますので一応300例としますけれども、そのケースの中で、ご存じのように、精神科に通院歴がある患者さんが犯罪を犯しますと、担当医のところには必ず連絡が来る仕組みになっておりますので、犯罪を犯せば、私はそれを知る立場にあるのですが、そういう報告を受けたことはありませんので、犯罪率は低いと推定しております。被害関係念慮に基づいて、つまり隣のうちが嫌がらせをしてくるので仕返しをしたという程度のもはございますけれども、報道されたような殺人であるとか、少女監禁であるとか、そういったケースは極めてまれなケース、例外的なケースと考えていいんじゃないかと思えます。

関連疾患についてもちょっと省略させていただきます。

家庭内暴力の対処については、提言ですが、家庭内暴力というのは、先ほど指摘しましたように、親子心中、親殺し、子殺し、深刻な事件性をはらむ問題行動なのですが、これは割と簡単に抑止可能であるということを提言させていただく目的で書きましたが、ちょ

つと趣旨から外れますので、これは省略します。

次に不登校に関して、ひきこもりとの関連という立場で申し上げさせていただきますけれども、ご存じのように75年以降はほぼ一直線の増加傾向にあります。昨年度の統計では13万9000人とまた増えまして、中学生の36人に1人は不登校。小学校から中学にかけての段階で激増するという特徴があります。ちなみに、高校、大学にも不登校に準じた現象がありますが、高校では中退者、大学では留年者といった形で見えなくなりますし、報告義務がありませんから統計上出てきません。ただ、高校、短大、大学卒業後、進学、就労しなかったケースという形では、数十万単位の人がそういった状況にあるということは言われております。要因等についていろいろ指摘すべき点もあるのですが、ここでは重要性が低いので、ちょっと外させていただきます。

資料の5ページ目の方に飛びまして、非社会問題行動についての対応ということについて幾つか提言をさせていただきたいと思うのですが、不登校対策上の提言としましては、文部科学省が中心となって「スクールカウンセラー」の大々的な導入がなされたわけなんですけれども、増加に関する歯止めとしては、残念ながらあまり機能していない。しばしば言われているのが、「スクールソーシャルワーカー」といったものの導入の方が有効なのではないかということです。これは、アメリカなどでは盛んに導入されておりますけれども、まだ日本では制度としては存在しないものでありますので、そういったものも考えていく必要があるのではないかと提言させていただいています。

それから、「フリースクール」、「チャータースクール」といったオルタナティブの導入もありますけれども、「ホームスクール」といったようなものも積極的に考える段階ではないかということ。ホームスクール、つまり、家庭で子どもに対して学業を教育していくという方向は、これは子どもの社会的スキルの成熟を著しく遅らせるのではないかという危惧もされているのですが、必ずしもそうではないという指摘もあるようですので、これははっきりした根拠に基づいて、本当にそうかどうかという検証はこれからなされるべき問題ではないかと思います。私も、立場上、ソーシャルスキルの成熟がおくれる可能性を指摘はしてきましたけれども、ただ、必ずしもそういう図式的な問題構造があるかどうかは、これは実際に適用してみなければ分かりませんので、今後の検証に期待したいところです。

それから、やはり急がれるべきは、いじめ対策、虐待対策でしょう。これは間接的に見えますけれども、現時点で最も実効性が高い不登校対策にもなり得るという点で、強調しておきたいと思います。

次に、思春期、青年期の諸問題をめぐる対応策としまして、予防あるいは早期発見、早期治療という概念の問題点についてお話しさせていただきたいと思います。

医療モデルなんですけれども、しばしば予防、早期発見・早期治療が有効であるということが不登校の対策上も言われるのですけれども、私の立場から言わせていただければ、これはむしろ問題が多い発想でありまして、特に予防モデルをひきこもりなどに該当させますと、ひきこもりを当初から問題視するという誤った対応に陥ってしまう可能性がありますので、こういった視点はできるだけ慎重にやっていただきたい。特に、早期発見・早期治療といった視点は、提言の中に6カ月というのが入っていますけれども、これは、6カ月間はそっとしておくという提言も実は含まれたものでありまして、あまり当初からひきこもりを問題視して専門家に委ねるといことはしていただきたくない。つまりそれは、不登校のお子さんを早くからスクールカウンセラー、もしくは精神科に連れていけという指導につながってしまうわけですが、これは極めて危険の高い指導方針でありまして、なぜかといいますと、最初からそういう枠付けをされてしまったお子さんというのは、早くから自分は病気の不登校児である、もしくはひきこもりであるという自己認識、アイデンティファイしてしまいます。これは非常に危険なことでもあります。要するに、専門家が病気をつくり出してしまうという問題につながるものがありますので、早期発見・早期治療という医療モデルをそのまま思春期の現場に持つてくることは、極めて危険であるということを申し上げておきたいと思います。

不登校などにつきましても、まず最初に、これは病気という視点がないわけですから、とりあえずは指導をする。次に支援モデルに移る。最終段階として治療という形で、段階的に子どものその結果に対する反応をフィードバックしつつ対応を模索するという形の方が有効でありまして、最初からタイプ分類をして、このタイプにはこういう対応をみたいなことを杓子定規に決め過ぎるのは、これも極めて危険なことです。ですから、私はタイプ分類には、基本的には反対です。

ひきこもりに関しましては、治療行動として、家族指導、個人対応、集団適応と3段階あるのですけれども、配っていただいた資料の中に、参考3で、これは地域精神保健活動のガイドラインなのですけれども、この中では、これは家族療法学会の先生方が中心になっているためというばかりではないのでしょうかけれども、家族を大変重視しているという点で極めて画期的なものです。つまり、精神医療というのはこれまでずっと本人主義できたのですけれども、初めて家族相談だけでも引き受けましょうよという提言がなされた点で、極めて画期的なガイドラインだと思います。暫定版ですけれども、この決定版が出た時もこの精神が生かされるとい

うことを期待したいと思うのですが、思春期の問題というのは、間接性が極めて大事なんですね。つまり、本人主義で、いきなり本人を専門家に委ねるといよりは、むしろ周辺環境整備を中心に考えていくことで、本人に直接タッチしなくても問題解決が起こることもあり得るという視点を、ひきこもりにせよ、不登校にせよ重視していただきたいということで、この家族指導を重点的に考えていただいたのは大変よかったと思います。

それから最後に、一番最後のページですけれども、「育て上げネット」というものが書いてあります。これは何かといいますと、単純に言いますと就労支援です。就労支援といいますと、ひきこもりの成人を納税者に仕立て上げようという流れとして捉えられるかもしれませんが、必ずしもそういうわけではないわけでありまして、実際にひきこもりから抜け出し社会参加のとば口にいる青年が何を望むかといったら、やっぱり大半は就労を望むということが現実としてあるわけです。そういう非常に強く就労を望んでいる青少年に対して、今は雇用の問題が非常に重くのしかかっておりまして、何らかの支援ネットがあった方が有効ではないかということで、これは私も協力者として参加しておりますけれども、青少年自立援助センターの工藤さんという方が、そういう提言をされております。

簡単に言いますと、職親制度、非常にシステムティックな職親制度みたいなものでありまして、専門学校期間、インターンシップ期間、それからアルバイト期間というのを経て就労につながるという構想です。これは、従来からある障害者向けの職場よりもさらに一段階進んだ形で、もう少し健康度が高い、個人の能力が高い人向けの就労支援ネットとしては極めて有意義だと思いますので、ここで提案させていただきました。

一応、私の提言は以上とさせていただきます。

本田座長 ありがとうございます。

ただいまのご報告に対して。後藤さん、どうぞ。

後藤委員 まず、事実的な確認ですけれども、成人の事例が多いというお話でしたが、成人になってから初めてひきこもる場合と、子どもの時からひきこもっていて、それが継続して成人になっているという場合の割合は、感じとしてはどうなのでしょう。

斎藤協力者 まさに感じてしかないのですけれども、近年まで、ひきこもりのきっかけはやはり不登校、先ほど 86%と申し上げましたけれども、圧倒的に不登校でなってしまう、それに次ぐのが卒業してから 1 カ月程度就労して、それに失敗して長期化するというケースが多かったのですけれども、近年、ある程度就労した後にひきこもり始めるというケースが非常に勢いで増え始めているという傾向があると思います。

私のひきこもりの定義の最初の段階では20代後半までという制限があったのですが、それを最近撤廃せざるを得なくなったのは、30代を過ぎてから新たにひきこもるというケースが最近無視できない数になってきているということがあるからでありまして、今でも数量の割合でいいますと、学齢期にひきこもりの発端があることがまだまだ多いのですが、傾向としましては就労経験を経た後にひきこもり始めているケースが激増しつつある印象を持っております。

後藤委員 今のは事実の確認だったのですが、あと、私、ずっとひきこもりというのは、ひきこもりが継続できる状況みたいなものがかなり大きいんじゃないかと思っているのですが、そのひきこもりを継続させる状況、今日はあまりお話がなかったのですが、特に家族環境であるとか、ひきこもっていても食事ができるとか、例えば寝るところに困らないとか、そういう状況があるひきこもりが多いのか、それとも、そういうのがなくてもひきこもるといのが見られるのかということについても伺いたいと思いますが。

斎藤協力者 ひきこもりは、100万なら100万いるとして、多分これは、欧米においてはヤングホームレスに該当する人口だと私は考えています。おっしゃるとおり、支えるインフラがあつてのひきこもりですから、家族がきちんと丸抱えにして、世間の風に当てないようにして、一種の座敷牢的な状況にあるというふうに考えていただいてもいいんじゃないかと思いません。

広田委員 今のと関連して、もう一つお聞きしたいのですが、70年代からだんだんダムみたいにプールしてきたとすると、もう二十何年経っていて、世話をしてきた親が亡くなったりするようなケースが出てきていると思うんですが、そういう場合に、ひきこもりの人達はどうか。親が亡くなって、それをきっかけに治るとか、そういうこともあるのか。それをちょっとお聞きしたいのです。

斎藤協力者 私は、「ひきこもりは日常に弱く、非日常に強い」という言い方をしているのですが、震災とかあると、非常に有効です。家がなくなってしまうので、すごい勢いでボランティアなんかに参加したりします。家が建つとまたこもってしまうのですが、そういう危機感で立ち直るケースは確かに存在します。

ただ、両方の親が亡くなってしまうというケースは、まだ私は経験がありません。片親、お父さんが亡くなったり、お母さんが亡くなったり、それを契機にバイトに出る、あるいはびくともしない、これは両方ありまして、危機感が確かに1つのきっかけにはなるのですが、絶対ではないという印象を持っております。

広田委員 そうすると、これから直面するのは、ひきこもりになる人達というよりは、なった人達がこれから新しいステージに入ることだと思うのですが、どうなるというふうにお考えですか。

斎藤協力者 確実に到来するのは、「ひきこもり高齢化社会」ですね。つまり、先ほど例を挙げましたけれども、60代の息子を80、90の親が面倒を見るという状況は、もう既に起こっているのですけれども、20年後ぐらいには万単位で存在するだろうということは、ほぼ確実に言えると思います。現実を見ていると、これは本当にそうとしか思えないですね。

網野委員 先ほど、推定でどのぐらいの人数だというお話がありましたね。そもそも、発現率とか出現率を見出すことは難しいかとは思いますが、この資料の4では、例えば精神保健福祉センターの相談件数ということで全国的な分布が出ていますが、当然大都市圏とかですとスタッフもそろっているとか、結構相談件数が高いとかということが言えるのでしょうか、例えば人口比的に見た何らかの推計的なものとか、あるいは都市とか地方とか、そういうことに関係なく、人が住んでいるところであれば、ほとんどほぼ全国的に同じような状況が見られるというふうに、何かそのあたりの、現在ある程度解明されていることがありましたら教えて欲しいのですが。

斎藤協力者 解明というほどのものは何もないのですが、ただ、やっぱり印象論になるのですけれども、ひきこもりの問題の講演会等であちこちを回りますと、ほとんど地域差はないという印象になってしまうのです。地方、都市部問わず、非常に親御さんの関心は高い。そういったところにやってくる親御さんというのは、大体身内にそういう方を抱えている方が何十人、何百人という単位で集まってくるということがありますので、ほとんどそういう差異はないものと考えております。

統計データなんですけれども、一応、非常に間接的なデータですけれども、まず、学校基本調査に基づく不登校のデータが一方にありまして、それから、昨年、文部科学省が大阪市立大学に委託して、不登校の長期経過をたどる調査がありまして、これは今までなされたもので一番大規模なものなのですけれども、1,400例ぐらいを対象としてやった調査がありまして、中学3年の時に不登校だった方の5年後、20歳の時点でどういう状況にあるか。残念ながらひきこもりという項目はないのですけれども、就学、就労していなかった人の割合が23%あるといわれています。恐らくひきこもりの方が含まれるとしたらここしかないわけですが、ただ、この中には、非常に若い時期に結婚して専業主婦になったりしている女性なども含まれているわけですし、たまたまその時期に仕事がなかった人も含まれていることを考えますと、2

3%すべてとはとてもいえないので、まあ2割弱だろうと推定されるわけです。実は不登校の予後調査、これは精神医学にずっとあるのですけれども、その専門家に聞きますと、大体15%から20%は長期化するということが言われていまして、ほぼそれと整合性がある結果になっていると思いますので、2割弱。先ほどの不登校の人口と兼ね合わせて、大体のイメージを持っていただけるのではないかと思います。

本田座長 ありがとうございます。

他にご質問ございませんか。いかがでしょう。

よろしゅうございますか。

それでは、ただいまの御三方のご発表を踏まえまして、少しいろいろなご意見を頂戴したいと思います。どなたでも結構ですから、お手をお挙げくださいませ。

どうぞ。

広田委員 前田先生に統計の問題で1つ、それから、少し大きな問題で1つ伺いたいのですが、2ページの図のところ、少年は成人の何倍犯罪を犯すのかとか、凶悪犯罪を成人の何倍犯すのかという図が出ていますが、60年代の後半から、成人が犯罪をやらなくなったというのがあると思うのです。特に、凶悪犯罪をやらなくなったのではないかと思うのですが、私は粗暴犯について調べたことがあり、少年の粗暴犯の発生率を見ると、60年代と90年代で、半分ぐらいに減っていたのですが、でも、成人の方が5分の1ぐらいに減っているのです。ですから、ここで挙げられている図を見ると、どんどん少年が悪くなっているように見えるのですが、逆に成人が大人しくなっているというふうに解釈できるのではないかと思うのですけれども、そのところを、読み方として1点伺いたい。

それから、それと関連して、特に70年代ぐらいから、日本は非常に20代が犯罪を犯さない社会になってきたと思うのです。最近ちょっとひたくりなんかで戻しているところがあると思うのですが、基本的には、10代で事件を起こして、20代以降はまともに暮らしてきたというふうな傾向がかなり続いてきたと思うのです。その時に、日本では、10代で問題を起こしても、いろいろ処遇のシステムの中でそれなりに立ち直っていくというシステムがつくられてきている。伺いたいのは、厳罰化していった時に、今まで問題を起こした少年を社会に戻してきたシステムの効果と、厳罰化によって抑止する効果と、どちらが大きいというふうに考えればいいのか。アメリカなんかでの研究では、厳罰化した処遇と一般の刑事的な処遇と矯正的な処遇をやった場合に、再犯率は教育的な処遇の方が低いというふうなことがあって、長期的に見た場合には、厳罰化よりも保護主義的な方がいいのではないかという部分もあるし、今日の前田先

生のご報告のように、厳罰化することで数そのものを抑え込んでしまおうということもできるのですが、長期的なコスト計算を考えた時に、それをどう評価するかという、その点をお聞きしたいと思います。

前田協力者 第1点目のご指摘は、先ほど一番最初にお示ししましたように、V字型なのです。75年まで、日本は犯罪が減り続けた社会なのです。75年から、完全に増加一方の社会に変わったのです。やはり日本の社会は大きく転換点があったと思うのですが、その中で、少年は減らなくて大人が減ったからこの倍率は増えていったのです。ところが、70年代から増え出したところで、これは何の工夫もしていない、ただ割り算しただけですから、だれが書いてもこのグラフになるわけですが、少年に比べて大人も少しずつ上がっていくのですが、少年の増え方の方が圧倒的に多かったからこのグラフになったのだと思います。

その意味で、さっきのご指摘はそのとおりなんですけど、ただ、その社会の中で大人対子どもの犯罪を犯した比率です。日本全体がだんだん犯罪化傾向が減っていく中で、少年はそれほど減らなかったというか、むしろ増え続けた。今度、日本全体が増え出した時には、少年の増え方の方が大人の増え方より大きかったということを私はいいたいのです。その結果、戦後初期1対1だったのが、1対10とか1対8になってしまった。これは厳然たる事実であるということです。

あと、もう1つ、処遇の問題については、これは先ほどの話なんですけど、刑事的な処分をしていたのがぐんと減るのですが、これが増えていた頃、私はかなり効果があったんだと思うのです。そのグラフを持ってこなかったのですが、それを緩めたところで、要するに、社会内処遇に変えてきて犯罪が増え続けてきた。ただ、いずれにせよ、さっき申し上げたように日本では処分していないのです。だから、ある時期からは補導したらそこで帰して、その次の段階で検挙しても帰して、家裁に来て4分の3が処分不開始、ないし不処分でしょう。だから、少年として非行として捕まったり注意されたのに対して、処遇がなされたのはほんのわずか。その中で、厳罰化したものと、それから保護観察にしたものとの比較というのは、あまり意味がないと思うのです。

ただ、私はもちろん個別具体的には、その人の特別予防という観点からしたら、厳罰化したからといってその人が再犯をする率が減るとは必ずしも思っていないのです。むしろ、一般予防効果とかいろんな広い意味で考えた時に、青少年達が、これは一部マスコミがオーバーにしている面もあるけれども、「どうせ俺達は捕まったって少年院で大したことにならないし、1回目は出してくれる。2回目、警察まで行って、3回目、家裁まで行って、もう1回やって初

めて保護観察になる。保護観察が過ぎて少年院へ行く」と、そういうような、非常に緩やかなサンクションしかないということを前提に規範形成されてしまうことはまずい。

それは、教育の問題になるかもしれないですけども、そのところを、やっぱり悪いことをしたらある程度厳しい目に遭う、ただし、処遇する時に厳しくするという意味ではなくて、やっぱり子どもであってもある程度のところまでいけば、悪いことをしたら処罰されますよと、それを教育していくということは、広い意味で抑止効果という意味を考えれば、私は間違いなく効果があると思うし、アメリカなんかでも、80年代に厳罰化してから少年犯罪の数は収まったというふうに見ています。

ですから、その統計の効果で、その間にどういうファクターが入って、どう因果性があるかというのは、非常に難しいのですが、ただ、私は、今回少年法改正がそれほど大きな変化を加えたものではないから、それによってどう変わったかというのは見られないと思うのですが、今の段階で、社会内処遇が正しくて、なるべく緩やかにということだけでは、先ほどの相原先生の話にもあった主犯格とか、暴走族でも本当に悪いやつでも、やっぱり現場の警察なんかで、あれが保護観察になっちゃうんだから、あれが保護観察にもならないんだからというような現場の感覚があるというのは、私はやっぱりもうちょっと厳しくしてもいいなという感覚を本音の部分では持っているということです。

全体のシステムとして、どちらが予防につながるかというきちとした科学的なデータを持っているかといえませんが、私の今までの経験といいますか、刑事の理論からいけば、やっぱり特別予防だけじゃなくて、一般予防も非常に重要だと考えられるということです。

本田座長 どうぞ。

広田委員 先ほど相原さんが言われたように、結構未熟なことで事件を起こすというのが非常に多いわけです。そのときに、例えば日本とアメリカとを比べてみると、アメリカだと20代に凶悪犯罪のピークがあるわけです。日本では20代はもうやらなくなっているわけです。ある意味で、まだ社会化されていないが故に事件を起こしてしまうような、それが日本の少年事件の特徴だと思うのですけれども、そのときに、どこまで制度的に厳罰化なりで抑止効果があるかというふうなことを考えた時に、1回、2回、3回とかいうことを分かった上でやっているやつもいるけれども、そうじゃないものがラベルを貼られてしまうような仕組みというもの、これは長期的には逆効果なのではないかというふうに私は思っています。

それから、先ほどの表に関していうと、70年代までは、最初にちょっと言いましたけれども、粗暴犯が数字を押し上げていたが、70年代以降、窃盗犯が多くて、今は240万件とかいう犯罪

全体の認知件数で、210万が窃盗なんです。ですから、長いトレンドで見て、何をチョイスするかという時に、ちょっと混乱してきましたけれども、要するに60年代までのV字の谷の減少と、それから70年代以降のV字の谷の上昇は、一般の成人でも少年でも全く性質は違って、アメリカなんかと違って、凶悪犯罪が今のところまだ増えていない、強盗だけ増えていますけれども、そういう中で、どこまで社会が不安に承えるのか、実際のリスクに承えるのかという、そこら辺が問われているのではないかという気がするのですけれども。

前田協力者　そこは評価の問題ですけれども、凶悪犯の一番最初のグラフですよ。これも別に修正したりなんかというものでもなんでもなくて、1ページの一番上の戦後凶悪犯の認知件数のこげ茶のグラフ、90年から増え出した。まだ確かに昭和20年、30年頃のピークに比べると半分ぐらいのところに戻ってきているだけです。ただ、私らから見ると、ずっとやってきて、戦後の混乱期からそこまで戻ってないから安全だという言い方は、非常に抵抗感があるのです。やっぱり戦後、減り続けるいい社会だったのが悪くなり出して、物凄い勢いで増え出している。

以前の総理府の調査なんかを見ていても、日本の誇るべきものは何かというと、ずっと治安がいい国だったのですが、それがある時期から落ちてきましたよね。やっぱりそれがいろんな調査をやってみて、身の回りの犯罪に不安を感じるというのは、不安というのは非常にアバウトだと思いますけれども、それは非常に重大な段階にきているし、何よりも検挙率の低下が問題です。だから、強盗が2件に1件捕まっていない。殺人ももう6割ぐらいしか捕まっていない。これは単純なことで、増えたから、おまわりさんが足りないから捕まらないだけです。だから、おまわりさんを増やすとすると元のレベルにするには兆の単位のお金がかかる。あと刑事政策的に何か手を打たなくていいのかということも申し上げているので、もちろん、ただどうやれば犯罪が減るかということで、厳罰化しろなんて私は単純に言っているわけでは全然ないのです。ただ、強姦罪については私は量刑を上げた方がいいと思っています。

少年は、教育的な観点とか地域の力でとかいう話もありますが、いろいろ聞いてきて一番決定的なのは家庭です。教育者の世界で、文部科学省の研究会をやってもそうだし、警察で聞いていてもそうだし、現場の少年係のおまわりさんが、少年は怖い、でも、本当にひどい事件であるほどやっぱり少年は被害者だといいます。凶悪なものほどあいつが被害者なんだ、物凄い事件を犯す子ほど、悲惨なという言い方はちょっと問題があるのですが、家庭に問題があるということです。ただ、だからといってシステムとして全部許すというわけにはいかないわけです。規範として、ここまでやったら処罰するというのをやっておいて、それに対応してど

う特別予防していくかというのは、1つ考えなければいけない。

さっきスウェーデンが世界一犯罪率が高いと言った。それと離婚率がどうつながっているのか。それから、アメリカ社会などで犯罪が増えているところで、離婚の問題と家庭崩壊の問題はやっぱりつながっていると思うのです。日本だって、男女共同参画会議にしながらこういうと怒られちゃうんだけど、女性が社会に出るようになって女性犯罪が増えて、そして家庭が崩れて少年犯罪が増えたという大きな相関はあると思います。ただ、もう今さら女性は家庭に戻れなんというのは絶対言えないわけで、歯車は後ろには戻らないわけで、その中で新しい家庭像として少年をどうやっていくのか。先ほどの非行にもつながるのでしょうけれども、やはり社会化する過程を家庭の中でというのがなかなかやりにくくなっているという問題なんだと思います。

それをどう解決していくか。どうしようもなくなりそうな犯罪状況を解く鍵は、私は少年犯罪だと思うのです。少年は刑罰という劇薬だけを使って治すものじゃなくて、社会の力とか、家庭の力とか、教育の力とか、いろんなものを総合的にやることによって、ある程度まだやりようがあるというか、展望があるというふうには思っているのです。ただ、具体的な処方せんと書けといわれるとちょっと困っちゃうのですが、そういう動きはいろんなところで徐々に始まっていると思っています。

本田座長　じゃ、玄田さん。

玄田委員　どなたでも結構なのですが、前回の虐待の時も含めて、比較的政策的なことを考えている時に乱暴かもしれませんが、1つの共通の見解に近いことがあるとすれば、やはりこういう問題に対して専門家、ある程度の適切な能力を持った人というものをいかに大規模に社会全体で増やすような、ちょっと言い方がどうか分かりませんが、国家戦略のようなものを考えていくしかないのかなということをおもいました。

保護司もそうでしょうし、刑務所の方でもそうでしょうし、ひきこもりの相談相手でも、多分社会全体で今の何倍なのか、適切な規模は分かりませんが、増やしていくといった場合に、最初にイメージをすれば、お金はかかるだろう。そのためのお金をどこから持ってくるかということがあると思うのですが、専門家を社会全体の適切な規模に、大規模に増やしていくために何がネックとなり得るのかということについて、少し具体的に教えていただけないでしょうか。

例えば、人的な面はどうか。私は全くこういう、ひきこもりも少年犯罪も分かりませんが、もし何か一念発起して、大学をやめて40歳の全く知識のない人間が一からこういう問題をやっ

ていきたいといった場合に、何年ぐらいトレーニングすれば、果たしてなれるものなのか。もっといえば、50歳でリストラされた中高年達が何かもっと社会に貢献したいと思った時に、全く何の知識もなく、サラリーマンだけをやってきた人が一念発起して勉強して資格をとれば、そういう資格を持つ専門家になることが、果たして現実的に可能なのか。やっぱりそれは無理で、若い時から育っていくような専門家でなければ無理なのか。少しイメージで結構ですので、専門家育成戦略ということを考えてきた場合に、何がネックになりそうかということについて、ご見解をいただきたいと思います。

本田座長 ただいまの大変おもしろいご質問でございますが、御三方、どなたでも結構ですから、私見で結構ですから、何かご発言いただけますか。

相原委員 ちょっと答えになるかどうか分からないのですが、先ほどのお話と両方併せまして、まず、専門家の第一弾として家庭裁判所の調査官について申し上げますと、先ほど前田先生がおっしゃった、家庭裁判所の調査官の意見に従うというところがあるのですが、逆にいうと家裁の審判官というのは、法曹資格を得て3年たつと単独で審判できるわけで、その人なんかは、ほとんど心理的に分からないから家裁の心理学と教育学の専門家が大体中心になってしまう。家裁の調査官と鑑別所の技官というのが少年を判断するのです。私が今日メインで言いたかったのは、私が専門家としてお願いしたいと思っているのは、補導委託先というところがあるのですが、これはだんだん予算も削られていまして、私なんか専門家として誰も引き取り先のない少年をぜひ預かってもらいたいということで頼んでいるという施設なわけなんです。

そういうところの人に、実をいうと今日のお昼、「今日、懇談会で発表があるけど、何か言いたいことない？」などと話を聞いてみました。その方達は半分教育者というよりも、心理学の専門家ではないですが、10年、20年関わることによって、誰も引き取り手のない子を預かってやっていただいている。実際は臨床心理士だったりとか、社会福祉士だったりとかそういう過程を経て、民間の団体に働いておられますが、本当に給料の低いところで、半分ボランティアで、誰も引き取り手のない非行少年をお願いしているというところがあるわけです。人材の方面としては、それは裁判所からの委託費とか、そこら辺を上げて欲しいというのが切実な、本当に当面の話なわけですが、ここは刑事政策だけじゃなくて全体を見るところですから、個別のことはあまりこれ以上申し上げないのですが、本当にそういう底辺で、しかも少年問題というのは守秘義務があったりするものですから、福祉施設と同様にここでこういうふう活動していますよというのがアピールしにくい場所であり、これは多分成人も一緒だ

と思うのです。更生保護会というのいろいろ頑張っているんですけども、実際、あまりここにいるというと、逆にどこかに出ていってくれといわれるのがオチで、これは障害者の問題もそうですけれども、そういうところをどれだけ受け入れられるか、民間の知識とか認識とかをアップするのが課題で、広報に関しても、それはお互いさまという中でのPRみたいなのを含めてやっていかなきゃならないと思います。

人材の方に戻りますと、実際本当に更生保護会だとか、少年友の会ですとか、いろいろボランティアのところもありますし、他にも学生の団体もありますし、割と入るところは、少年非行に関しては多いと思います。ただ、ひきこもりだとか、そういう精神的なケアの面に関しては、逆にいうと、カウンセラーといったら誰でも受けていいのかというのは、正直いって斎藤先生に伺いたいところです。いろんな人のところに相談に行き、逆に先ほどの、違ったアドバイスを受けてしまうということに関しては、ひきこもりのボーダーラインの場合に、自称カウンセラーの方も結構いてしまったりして、そこら辺の専門家に関しては、むしろ資格が本当にあった方がいいのか、無い方がいいのかまた、どういう勉強をしている人に相談したらいいのか、そういうのは必要だろうなと思っているのです。

斎藤協力者 1つ、お話がありましたので、補足させていただきますけれども、まず、私の精神科医という立場で申し上げますと、まだ我が国では児童・青年期精神医学という分野が極めて遅れておりまして、講座としても、確かまだ3つの大学でしか存在しないということで、既に欧米では当然のことながら、韓国等でもそういった講座はあるのですけれども、我が国ではなぜか非常にその辺の専門性が、精神医学内部でも極めて立ち遅れている。

精神科医が専門家かといったら全くそんなことはないわけで、これだけひきこもりが増えていても、まだ、ひきこもりのケースを診たことがないという人が結構たくさんいる。なぜかというと、本人が来ないからです。やっぱり親だけの相談は受けないという立場でやっていると、全く診ずに済むこともありますので、そういった意味では、専門家が専門家の役割を持ち得ないという、ネックとおっしゃいましたが、それがまず1つあると思います。

ただ、私も含めて、これに絡む人は大体みんな自称専門家という立場なんですけれども、いろんな人が参入してきているという現実が一方であって、さっきの工藤さんもそうですし、今、ある程度支援組織の中でやっている人は、みんな自力で、それこそ無手勝流で取り組んでそれなりの手法で鍛えてきた人達、それが一応ある程度の、たまたまですけれども、それなりの方法論的なコンセンサスに至り得たということは大変ラッキーだったと思うのですけれども、ただ、中には、これだけ数がありますと、やっぱり儲け主義的な、さっきおっしゃいましたけれ

ども、それぞれ自称カウンセラーが出てきておりして、家庭内暴力のお子さんを閉鎖病棟に移送してくれる警備会社であるとか、それから、子ども部屋の外に2時間居座ってお説教を流し込むおばさんとか、そういう自称カウンセラー的な、儲け主義とは敢えて言いませんけれども、それなりの使命感でやっているのでしょうか、善意であるだけ、なお性質が悪いという人もたくさんいるということもありますので、そのあたりをどうスタンダード化した方がいいのか、これは非常に難しい。

1つ希望があるのは、当事者が今支援者になりつつあるという世代交代が起こってきたことで、ひきこもり経験者が訪問指導とか、そういう形で関わっている。この人達の言うことは、私は唯一の専門性として尊重できると思います。そちらに希望を見て、支援の倫理観なり、方法論なりみたいなものも、そういった中にコアに据えてやっていくことで、そんなに大きく外れた方向には行かずに済むのではないかという希望は持っています。

本田座長 先ほどの、専門家育成戦略ということに関して、ただいまのようなご意見でございます。玄田先生、ただいまのに対して何かございますか。

玄田委員 私はひきこもり経験がないものですから、そういう意味で当事者としては落第かもしれないけれども、例えば、話は若干ずれますけれども、働くという問題で産業カウンセラーとか産業コンサルタントというのを育成しなきゃいけないというのを厚生労働省が出して、5年間で5万人の増員計画というのを非常に大きくうたっていて、それ自体は非常に必要だなと思う反面、やや早急過ぎないかという気持ちもあって、今おっしゃったような混乱も1つはあるだろうと思います。ただ、この2、3年の大きな変化を考えると、とりあえずはやってみるといったような、少し危険性もあるものも含めて考えていくべきかと思います。

そこも最初に前田先生がおっしゃった、国民的な合意をつくってやるということだと思っておりますけれども、ただ、印象から聞いていますと、前回のものもそうですけれども、ちょっとあまりにも皆さんの「疲れ過ぎている」という言葉が非常に象徴的ですし、だとするならば、まずそういうことに参加したいという気持ちを持っている大人が少なくないということを期待してそれを増やしていくということを社会全体でアピールすることには1つの価値があるのではないかという印象はあります。そういう意味では、先ほどのNPOというのは1つの可能性としては期待しています。

本田座長 網野先生、どうぞ。

網野委員 戦略などという大げさなものではないのですが、やはりこういうことがなぜ起こっているのか、起こってしまった後どう対応したらいいかという場合の専門的な関わり方とい

うことについては、例えば少年非行に対する厳罰か太陽かとかいうことも全部関わってきますし、ひきこもりについても、予防とかいうのは率直に言って効果がないだろうというお話もありまして、やはりそのことの渦中にある人、あるいは困って悩んでいる、そういう人達への関わり方という点で、1つの方向性として私が考えていることを申し上げたいと思います。私自身はどちらかという、例えば非行でいいますと、14歳未満のいわゆる触法少年と呼ばれるような、そういう段階で非常に関わりが多いのです。具体的に言うと、以前に私も、14歳未満の子どもで人を死に至らしめてしまった、もし罪名でいえば傷害致死とか、ひょっとして殺人と思われるような、そういう事例でずっと研究を続けたことがあります。少なくとも児童福祉という観点から言えば、そのようなことがあったかないかは問わない、まさにその子どものこれからの生き方としてどうするかという、ちょうど少年法でいえば保護教育主義と共通の部分があるのでしょうか、もっとそれがはっきりしていますよね。ですから、14歳未満の段階と、それから、14歳から20歳の段階と20歳以上という、この法のシステムでいいますと、ある意味では一番人間教育的アプローチが行われる土台が多いのは、14歳未満の法システムだと思うのです。ただ、ご承知のように、山形のマット殺人事件とかといった場合に、僕はしてなかったとかいうような争いになったときの適正手続が完全に抜けていた時にどうするか、これは常にあると思うんですが、ただ、ソーシャルワークとかケアということからいいますと、私はかなり示唆的なものをずっと持っていたのではないかというふうに思います。具体的にいいますと、あなたは非行をやったんだね、やらないんだね、そういうこだわりではなくて、君と関わりたいんだという形で、例えば児童福祉司とか、あるいは制度でいえば児童委員とか、制度上はかなり社会的に一緒に支援していけるということが結構あるのです。

ですから、その点でいえば、少年司法という保護司さんもそうでしょうが、先ほど前田先生のレジюмеにもありますように、保護司の高齢化とか、いろんな背景があると思いますが、そのような意味で、その人と人間的に関わるといふ人達が、専門職として成立するか、あるいは制度上整えるかというその部分と、あとはNPOもそうですし、ボランティアな活動もそうですけれども、何か、子どもとその家庭そのものに関わっていける、もうちょっと絞っていけば、家族ソーシャルワークとか、これはどの分野でも今必要で、例えば非行にしても、前田先生も相原先生も共通なんですか、何が悪いのかというのが分からないでやっちゃっているという場合は、本当に家庭とか育ち方だと思うのです。そういうとき、それをまた再教育してあげましょうとか、矯正しましょうということではなくて、その体験をもう一回誰かがきちっと支えて関わる人、私はそういう意味ではそれが専門家かなと思うのです。

前回、私はちょっと出席できなかったのですが、里親に関するお話も出たようですが、どうも保護司とか里親に関しては、むしろ全体的傾向としては減ってきていて、本来的な役割を果たしにくい状況が日本に広がっていますので、やはりそこらあたりの見直しを含めて、家族ソーシャルワークとか、支援、生きていくことへの支援をしていくプロフェッショナルとかボランティアが、もっともっと、自分達と同じ土俵で関われる、そういう雰囲気はやはり求められているのではないかなと思います。

本田座長 ありがとうございます。

前田協力者 専門家というので、私からちょっと。

今の網野委員のご意見には全面的に賛成なのですが、もう1つ前に、私が専門家として一番大事なのはなにか、というと親だと思います。親が親らしく子どもに対して規範を与えていく、よくいろんな会議で、精神科のお医者さんなんかの研究会でもそうなんですけれども、児童の問題なんかを聞いてもそうなんですけれども、親のライセンスというのはなぜないんだろうか。親は自然にきちっと親らしく振る舞えて、きちっとした家庭をつくっていつているはずという前提があるのですが、それがかなり崩れてきている。確かに、そのところでやるのが一番合理的で、後で崩れてから、要するに洪水が出始めてから土嚢を積むのが一番まずく、その前にダムをつくるのももっとマイナスが大きくて、森林を植えて洪水をつくらないようにするのがよい。ですから、触法は大事なんですけども、小学校に入る前あたりからの規範形成みたいなものが重要だという議論は、どこに行っても大体共通に先生達の間でも出てくるのです。その意味で、国民が、今一番ある意味で思い立ってやれることは、きちんとした親になることであり、離婚しないことであり、子どもをきちんと育てることであると私は思っているのです。

本田座長 先ほどから後藤さんの手が挙がっておりましたね。

後藤委員 あまり時間もないみたいなのですが、別に私がまとめることもないのですが、今日のは反社会的な行動と、非社会的な行動でしたが、それは他の言葉でいえば、反社会的な行動というのは自分に対する害と、他人に対する害の2つがあって、非社会的な行動というのは、多分自分に対する害なんじゃないかと思うのです。

そうしますと、ひきこもりの場合に、それを社会問題として取り扱う必要があるのか、例えば、戦略的な意味で、青少年の育成ということテーマとしてどこかに力を注ぐということになれば、やはりそういう観点で見ると、ひきこもりというのが問題として解決すべき問題なのか、それとも、ひきこもりの人は、そのまましているととても楽しいのか、困っているのはも

しかしたら親御さんだけなのかなという気もするのですが、その辺のところを、斎藤先生はどういうふうにお考えなのか、聞かせていただければと思うのですが。

斎藤協力者 現場の経験、つまり私のところに来る人は困って来ているわけですから、その経験からいえばみんな困っているといえるのですが、それではちょっと片手落ちになりますので補足しますと、私もいろんな当事者の集まり、それから抜け出した経験者の集会等で発言する機会をいただいているのですけれども、全肯定する人はさすがに1人も会ったことはないです。意義のある面もあったという部分的肯定の捉え方の人はたくさんいますけれども、例えばそれはひきこもっている時に、小説を書いた、手記を書いた、何かをつくったという形で、ひきこもってなきゃできなかったみたいな意味づけであるとかいうことで、非常に象徴的なことは、多くの人がいうことですがけれども、ひきこもっている時期の記憶がないという人が多いのです。もう真っ白で何だかよく分からないということです。全く社会と接触せずに過ごしていると、もう記憶すら曖昧になってしまって、振り返ると一瞬だったりする。もう10年、20年経っているわけですがけれども、その記憶のなさが非常につらいとか苦しいという訴えを聞いていますと、これは私は予想もしてなかった訴えだったわけですがけれども、いろいろな苦しい要因がこれだけあるとすれば、単純にひきこもってよしとか、ひきこもって大丈夫というのは、かえって無責任ではないか、むしろそういうことを当事者に向かって言った人は、彼らのその後にも責任を持ってもらう必要があるんじゃないかということを考えざるを得ないという状況です。

本田座長 よろしゅうございますか。

じゃ、天野さん。

天野委員 僕はこのデータとかなんとかという数字はよく分からないのですが、というのは、見方によって凄い違っちゃうので、強盗の中にはひったくりでけがをさせちゃうという場合が今凄く多いという話も聞いていて、あるいは、カツアゲというふうに高校生とかは言っているけれども、恐喝するのに、なかなか出さないものだから、ついボコッてやっちゃったとか、蹴りを入れたというのは強盗になっちゃうとか、そういうのは全部強盗の方に数字としては入ってくるという話もあるし、あと、単純に検挙数だけでも割り切れないと思うのは、戦後のどさくさのあの時代というのは、僕は生きてないから分からないんだけど、大人も相当悪いこととか、生きるためにはやらなきゃいけなかったはずで、そういう状況の中ではかなり、そこそこの悪いところは、子どもは全てお目こぼしをされていた可能性もあって、かなり悪いことをやったやつがそもそも検挙されたという、今の子ども達がやっているようなレベルのことで

は、多分誰一人検挙されなかったんじゃないかという気もするのです。

というのは、23年前から、僕らの遊び場に来ている子どもの様子を見てみると、23年前と今とを比べてもはるかに今の子どもの方が全般的に行儀がいいです。大人の物事がよく分かっている。前にスライドでやった時にもちょっと言ったような気がするけれども、今の子どもはいたずらするのに、「いたずらしていいですか？」って聞きに来るんですね。いたずらしていいですかなんて聞きに来て、「いい」なんて言えるはずがないわけで、以前の子達はそんなことを大人には言わないでやっていた。だから、多分子どもらの方の物分かりとか行儀のよさというのはどんどん進んでいる。

けれど、それでもなおかつ、大人は多分子どものコントロールをそれ以上に求めている、大人社会が子どもを受け入れなくなってきたから、それで子どもがはみ出すようになっていくわけです。以前の子だったら、とんでもないようなこととか、今の子どもが昔に戻ればあっけに取られるようなことを以前の子達はしていたはずで、僕らの子どもの頃もそんなようなことをたくさん耳にしていたわけです。だから、そういうような、単純に数字に現われない、社会の子どもを許容する幅、それがががんに狭くなっているという感じが僕はしているので、どんなにしついても、規範が厳しくなればなるほど、しつけがさらに追い求められる。結果として、それを押さえ込もうとすれば力によって押さえ込むということになるわけだけれども、僕は、それは一定の効果はあるかもしれないとは思っています。けれど、80年代の頭の時に、校内暴力が吹き荒れた時に警察を学校に初めて導入したということがあったわけです。あれで校内暴力は鎮静化はしたわけです。けれど、あの後にガッと出てきたのがいじめの問題だったのです。つまり、外に向かってエネルギーを発散するということを強制的に押さえ込まれたがゆえに、内に向かってそれが噴射したというような状態が起こってきたというふうに、僕は受けとめているのですが、今回の話にしても、多分そういうことが起こるだけであって、子どもの自滅を誘うだけだというふうに感じるのです。

だから、単純に非行をしなければという話では全然なくて、子どもが生きるということが何なのかということを多分考えなきゃいけない。その時に、社会が、どれほど子どもが生きることに対するリスクを承知して大人がそれを引き受けようとするのか。大人の側にリスクを引き受ける気持ちがないから、すぐにそういうような、力でもって押さえ込むということが出てくるんだと思うんだけど、遊び場で子どもとやりとりしていた限りでは、非行少年の方がはるかにやりやすいです。問題が見えるから。その子がどんどん問題を出してくれるから。でも、今、子どもらとやり合っていると、非常に難しさを感じるのは、出してこれない、出せないで

いる。ひきこもりの問題というのは、きっと力によって押さえ込んだ後の1つの結末のような気もしているのです。非常につながっている話というふうに感じたりしているところもあるのですが、そういうような一連の流れとかを考えた時に、どうなんでしょうね。僕はそう思っているのです。それでもやっぱり数字とか、こういうものとかということで、今生きている子どもというのを、どう大人は把握したらいいのかという議論も僕はしたいななんて思うんだけど。ごめんなさい。最後はちょっとぐちゃぐちゃしました。

本田座長 天野さんのご意見は、一応承りましたので。

それについて、前田先生、何かございますか。ございましたらお出しください。

前田協力者 印象としては、私もそんなに年をとってないのですけれども、30年代の方があ
る意味で、事実、数字としてもそれははっきり出ているわけですが、凶悪犯、粗暴犯、強姦な
んかはその頃の方が多いのです。

その意味で、おっしゃるとおりなんだと思うのですが、じゃ、今の子どもが問題ないかとい
うと、大部分は大人しくて行儀よくて、よくなっていると思うのですが、犯罪を起こす子の割合
が増えたということも事実で、現に法律を破っている。破ったぐらいじゃ今だって捕まえず
で、今は補導を物凄く絞っています。昔だったら不純異性交遊とか、夜中盛り場を歩いてた
ら声をかけたりする、そういうのを全部止めてきています。なるべく自由にしなきゃいけない。
なるべく子どもの主体性をとということやってきているのですが、それで何度も何度もやって、
最後検挙されてという数が増えつつあることも事実です。ただ、強盗と恐喝の区別
が微妙だというのは確かにそうなのですが、その限界の線の引き方が動いちゃうとかいうのは、
現実にはほとんどないと僕は思っています。強盗も恐喝も増えているわけですし、ですから、
そのところは、何とかしなきゃいけないとは私は思っているのです。

ただ、子どものありようとかなんかを無視して、ただ力で押さえ込めとは申し上げてないの
です。やっぱりただやっていけないことを、悪いことをして人を殺したりとか、物を強奪すれ
ば、重く処罰されますよということを規範として子どもに示していくことは大事なことです。
子どもは何をやっても全部未熟だから全部許してあげます、人を殺してもいいですよという教
育はできない。子どもが強姦したいからといって、それは発達段階で必要だから好きなだけや
りなさいとはいえない。それはやっぱり押さえ込まなきゃいけない。それだけを言っているの
であって、そのところで、今までの、規範をそう示したところで、それをどう運用するか。
その適用なんかについて、今でもかなり遊びをもってやっているわけです。ただ、それがあま
りにも緩過ぎる面があれば少し締める。

先ほど出てきました少年院というのは、やっぱり教育の場のはずなんですけれども、少年院というのは、まさにある部分から見たら厳罰の場なのです。少年院に行ったら、さっきいったようにお終いになるという意識でテレビドラマなんかもつくられていますよね。少年院に行かせなかったから万歳というようなドラマをNHKなんかはつくっているわけです。ですから、私は少年院の側から見たら耐えられない番組なんだと思うのです。ある部分の厳しさというのは、私は必要だと思っています。その辺が、微妙な差はあるけれども、基本的な意識はそんなに違うというわけではないと思うんです。

本田座長 多分そうだろうと思います。両方でおっしゃっていることはそんなにずれてはいないけれども、どこにウエイトをかけるかの違いがはっきりと出てきたんだと思います。

相原先生、何か。

相原委員 最初に前田先生のご本と、それからレジュメと、天野委員のお話とか、両方のおっしゃることは非常に理解できるのですけれども、私の感じているところは、ある意味で真ん中辺っておかしいですけれども、実際矯正施設にいたものですから、今、前田先生がおっしゃったようなところはありまして、適切な時期にきちっと送致して欲しいというのはありまして、本当にストレートな話をしますと、付添い人で、少年院送致にならなければ報酬をもらえるのか、刑事事件でも執行猶予を取ればその方が自分の力を生かしたのかということはどうなのだろうか。凄い力のある付添い人がついたから少年院送致は免れる、こちらはそうじゃないからとか、本当にリアルな話をする子もいるんですけれども、実際、私なんかは、家裁の調査官が保護観察処分といった時に、私の方が試験観察処分とかということもあるわけで、本当の本当に、先ほどの話の私の少年院勤務のときのケースなんかは、社会の流れができるだけ社会内処遇ということで、送られてくるのがプロ中のプロじゃないですけれども、ここまで何も効果がなくなった段階で来られてもなと思い、少年院側にはもう少し可塑性のある時にならというのはありました。

ただ、一方で、逆に厳罰化ということが少年にそれほど効果があるのかという点に関しては、一般予防という意味では、確かにいわゆる社会の不安化を阻止するという意味ではあるかもしれないですけれども、少年がそこまでのことを考えて、それで自分の行動を選択するという点に関しては、私の実験の経験からすると、目の前の友達の言うことを聞いて、顔色を見てやるというのが先に立って、どれだけ厳罰化するかとかいうことに関しては、特別予防という意味になるかもしれませんが、その子に対する影響ということでは、あまり直接的な影響はないんじゃないか。むしろ、先ほどの反社会化と非社会化の話が出ましたけれども、少年の場合は、

やはり自分を攻撃するか、他人を攻撃するかというエネルギーの持ち出し方の問題のところにいるわけなものですから、だれかをやっつけるか、自分で自傷行為をするか自殺するかみたいな、そういうせめぎ合いのところ、問題の苛烈な状況に置かれた少年はそういう状況になるというのがあります。

ただ、一般的ところで、社会がそれで安心するということはおかしいですけども、やっぱり規範としては、父親が厳然といて欲しいというのと同じような発想ですが、ちゃんと厳しいところは厳しいということとはあり、生意気な子がいますから、ああいえばこうい、こういえばああいうみたいところで反論されるところは現実場面ではあるのですけれども、そういう意味で2面性はあるかなとは思いますが。ただ、個別の事案を見ていく時に、それが直接役に立つかどうか。実際、久里浜少年院に、中学生の年少の子の行刑施設として、少年院の中に1区画つくって、そこで教育するというふうにしたらしいのですけれども、これはすごい予算がかかるという話なので、それをやるよりは、普通の社会内処遇とか、そういうところにお金を出して欲しいなと思います。少年院の中に1人か2人のために行刑施設をつくっているということを聞いて、全体的な中での予算のことを考えると、それで意味があるのかなというところが悩ましいところです。

以上です。

本田座長 ありがとうございます。

この問題はとてもおもしろい問題なんです、もう1人、先ほどお手が挙がった杉山さん。御意見ございましたら。

杉山委員 カナダの子育て支援などをいろいろと調べておきますと、結局少年になってからというかもちょっと大きくなってから犯罪なりという形で出てくると、非常にコストがかかるし、人もかかるというので、カナダでは子育て支援がすごく充実しているという合理的な話もありまして、そのときに、じゃ規範をつくってやっているのかというとそうではなくて、例えば、「ルーツ・オブ・エンパシー」というカリキュラムなんかですと、共感の根っこを育てましょうということ、NPO法人などが中心になって、専門家と一緒に、小さい赤ちゃんを見て愛おしいと思うとか、そういったような気持ち、ともに感じ合うという気持ちの部分、小さいうちから育てましょうというようなことをやっているわけです。やっぱり規範で厳しくということに対して、どうしても若い世代って自分のことを言ってしまうてあれなんですけれども、「ちょっと、えっ、またまた厳しくなってしまうのかな」というところがあるので、そうではないアプローチで、できるだけ若い時期に親も子どもも成熟していくようなプロセスというの

があるといいなというふうに思いました。

以上です。

後藤委員 私が言いたかったのは、やっぱり厳罰化とかそういうことではなくて、適切な支援をいかに行えるかということだと思うのです。少年法も、刑事処分が適切だという子に関しては、例えば刑事処分を行いなさいというふうになっているわけです。

ただ、前田先生がおっしゃりたいことの1つは、適切な形でちゃんと介入できてきたかで、ある意味、マニュアル化して、「スリーストライクス、アウト」みたいな形で運用されてきた問題というのを多分指摘されているのではないかということと、規範というのは別に縛ることだけではないということは確認しておきたいなと思っています。規範というのは、私達のいろんな社会の中ではルールが絶対必要ですからどういうルールになるか、例えば共感を誰かに持つというのも1つのルールですから、規範というのは、別に何々してはいけないということだけが規範ではなくて、いろんな社会のルールが多様に存在していて、その規範形成の特別な場合、刑法における規範形成というのも、犯罪をやっちゃいけないということになりますが、もっと違う形のルール化ということを考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

本田座長 はい。

前田協力者 私の言いようが悪かったですけれども、規範化というのはそういうことで、私は、私自身が非常に猫が好きだということがあって、私のホームページの画像が猫なんです、やっぱり動物をかわいがったりとか、小さい頃からきちっとやって、相手の痛みが分かるということが規範の一番基本だと思っています。

ですから、さっき言ったように、離婚しないで家庭がうまくいっているということで、親に愛されていて、その中で悪いことをしたら少し怒られて、そういう中でできてくるのが何より大事なことです。おっしゃるとおりで、さっき申し上げた森林のところというのは、カナダの子育て支援の方が効果があるということと同じことを言ったつもりなんです。ですから、いろんなところで講演していても、14、15 になって非行になった少年を治すコストというのは、事実上ほとんど不可能に近いんだと思います。ゼロには絶対にならないのですが、それをいかに減らしていけるかというこの方がはるかに重要な施策だと思うし、そのために、私は小さい頃からいい悪いが分かるという意味で規範が重要だと思っています。ただ、規範というのは叩いて体罰を加えるというふうに捉えられると困るので、やっぱり動物愛護とか、植物を育てるとか、美しいものを見て感動するとか、それが出発点だと思います。

本田座長 ありがとうございます。

先ほど前田先生も、確か太陽的政策の中で、軽い処遇の中だけで規範形成されることは、逆に非教育的な要素も持つのではないかという意識のことをおっしゃって、それは確かにそのとおりであろう。そして、ここで皆さんがお考えになっていることと矛盾しない、対立しない考え方であろうというふうに思われますので、今日はこれをめぐってまだまだご意見がおありのようでございますけれども、30分延長した時間が、またたっぴり議論されまして、これ以上延長はできませんので、とりあえず、今日のところは切らせていただきますが、先ほどからちょっとお手が拳がりかけたりしていかがでございますか。何か一言。珍しいお顔なので、何かございましたら、一言だけ。

福川委員 全く部外者で気になっていたのは、やはり犯罪が、本当に増えているのかはデータがよく分からないのですけれども、なぜ増えているかという原因を考えた時に、今の議論は、やはり警察官の話とか、そういう手当ての話にいったので、それを支えている社会構造的なところの問題をもう少し、端的に言えば将来に希望が持てる社会であるかどうかということを含めて議論をしないと、どうも技術論に終始しているなという気がちょっといたしました。

まあちょっと、あまりにも部外者で、大雑把な感想ですけれども、そういうことです。

本田座長 都市政策なども関係してくることかもしれないとは思っておりますけれども、それは今後また展開させていただきたいと思います。

本日はどうも御三人の先生方、ありがとうございました。

それと、委員の方にご報告がございまして、前に、11月の下旬頃から起草委員会で検討を開始したいということを申し上げてございます。起草委員のメンバーを、とりあえずこのようにさせていただきたいと思っておりますが、ご了承いただけますかということで、座長、それから座長代理の2人、それから、網野委員、北村委員、後藤委員、広田委員、この方達にとりあえず起草委員をお願いしたいと思っておりますけれども、ご了承いただけますでしょうか。

それでは、よろしくお願い申し上げます。

次回は11月8日の16時から18時30分まででございます。家庭や地域の役割をテーマにいたします。よろしくお願い申し上げます。

午後6時33分 閉会